

# 自主点検表【地域密着型通所介護】 (令和6年6月版)

### ●チェックポイントに対する「評価」欄の記入要領(例)

- ・満たしている … ○
- ・一部満たしていない … △
- ・満たしていない … ×
- ・該当なし … —

※満たしていないものがあつた場合、「備考」欄に その内容を記載すること。

事業所名			
点検年月日	令和	年	月 日
記入者	職名	氏名	

### ●凡例

- 条例第15号 … 「宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」(平成25年1月30日 宇治市条例第15号)
- 規則第18号 … 「宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則」(平成25年4月1日 宇治市規則第18号)
- 平18老計発0331004他… 「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」(平成18年3月31日 老計発第0331004号、老振発第0331004号、老老発第0331017号)
- 平18厚告126 … 「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年3月14日 厚生労働省告示第126号)
- 平18老計発0331005他… 「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に関する事項」(平成18年3月31日 老計発第0331005号、老振発第0331005号、老老発第0331018号)

- 法 …介護保険法
- 施行法 …介護保険法施行法
- 政令 …介護保険法施行令
- 施行規則…介護保険法施行規則
- 厚令 …厚生省令又は厚生労働省令
- 厚告 …厚生省告示又は厚生労働省告示
- 老発…厚生省老人保健福祉局長通知
- 老企…厚生省老人保健福祉局企画課長通知
- 老計…厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長通知
- 老振…厚生省老人保健福祉局振興課長通知
- 老健…厚生省老人保健福祉局老人保健課長通知
- 老老…厚生労働省老健局老人保健課長通知

### 0 総則

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
1 地域密着型サービスの事業の一般原則	① 事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。	条例第15条第3条	▲サービス提供について、左記の取扱いとしているか。		
	② 事業者は、地域密着型サービスの事業を運営するに当たっては、当該事業所が所在する地域との結び付きを重視し、本市、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者(法第8条第1項に規定する居宅サービス事業を行う者をいう。)その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。		▲地域密着型サービスの事業の運営について、左記の取扱いとしているか。		
	③ 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。		▲利用者の人権の擁護、虐待の防止等について、左記の取扱いとしているか。		
	④ 事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。		▲サービスの提供に当たり、左記の情報を活用しているか。		
<p>※ 介護保険等関連情報の活用とPDCAサイクルの推進について サービスの提供に当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位でPDCAサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めなければならないこととしたものである。 この場合において、「科学的介護情報システム(LIFE: Long-term care Information system For Evidence)」に情報を提出し、当該情報及びフィードバック情報を活用することが望ましい(この点については、以下の他のサービス種類についても同様とする。) (平18老計発0331004他 第3の一の4 (1))</p>					

2 暴力団員等の排除	①	地域密着型サービスの事業を行う事業所の従業者は、宇治市暴力団排除条例(平成25年宇治市条例第43号)第2条第3号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者であってはならない。	条例第15号第3条の2	▲従業者について、左記の取扱いとしているか。		
	②	地域密着型サービスの事業を行う事業所は、その運営について、暴力団員の支配を受けてはならない。		▲事業所の運営について、左記の取扱いとしているか。		

1 基本方針

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
1 基本方針	指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。	条例第15号第57条の2	▲サービスについて、左記の取扱いとしているか。		

2 人員に関する基準

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
1 従業者の員数	<p>① 事業者は、事業所ごとに次の各号に掲げる従業者を置かなければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※ サービスの単位とは、同時に、一体的に提供されるサービスをいうものであることから、例えば、次のような場合は、2単位として扱われ、それぞれの単位ごとに必要な従業者を確保する必要がある。</p> <p>イ サービスが同時に一定の距離を置いた2つの場所で行われ、これらのサービスの提供が一体的に行われているといえない場合</p> <p>ロ 午前と午後とで別の利用者に対してサービスを提供する場合</p> <p>※ また、利用者ごとに策定した地域密着型通所介護計画に位置づけられた内容のサービスが一体的に提供されていると認められる場合は、同一単位で提供時間数の異なる利用者に対してサービスを行うことも可能である。なお、同時一体的に行われているとは認められない場合は、別単位となることに留意すること。</p> <p>※ 8時間以上9時間未満のサービスの前後に連続して延長サービスを行う場合にあっては、事業所の実情に応じて、適当数の従業者を配置するものとする。</p> <p>(平18老計発0331004他 第3の二の二の1(1))</p> </div> <p>一 管理者 1</p> <p>二 生活相談員 サービスの提供日ごとに、当該サービスを提供している時間帯に生活相談員(専ら当該サービスの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※ 生活相談員、四の介護職員及び②の看護職員又は介護職員の人員配置については、当該職種の従業者がサービス提供時間内に勤務する時間数の合計(以下「勤務延時間数」という。)を提供時間数で除して得た数が基準において定められた数以上となるよう、勤務延時間数を確保するよう定めたものであり、必要な勤務延時間数が確保されれば当該職種の従業者の員数は問わないものである。</p> <p>※ 生活相談員については、サービスの単位の数にかかわらず、次の計算式のとおり事業所における提供時間数に応じた生活相談員の配置が必要になるものである。ここでいう提供時間数とは、当該事業所におけるサービス提供開始時刻から終了時刻まで(サービスが提供されていない時間帯を除く。)とする。</p> </div>	<p>条例第15号第57条の3</p> <p>規則第18号第13条の2</p>	<p>▲管理者を左記により配置しているか。</p> <p>▲生活相談員を左記により配置しているか。</p>		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	<p>(確保すべき生活相談員の勤務延時間数の計算式)            例えば、1単位のサービスを実施している事業所の提供時間数を6時間とした場合、生活相談員の勤務延時間数を、提供時間数である6時間で除して得た数が1以上となるよう確保すればよいことから、従業者の員数にかかわらず6時間の勤務延時間数分の配置が必要となる。また、例えば午前9時から正午、午後1時から午後6時の2単位のサービスを実施している事業所の場合、当該事業所におけるサービス提供時間は午前9時から午後6時(正午から午後1時までを除く。)となり、提供時間数は8時間となることから、従業者の員数にかかわらず8時間の勤務延時間数分の配置が必要となる。</p> <p>※ なお、事業所が、利用者の地域での暮らしを支えるため、医療機関、他の居宅サービス事業者、地域の住民活動等と連携し、事業所を利用しない日でも利用者の地域生活を支える地域連携の拠点としての機能を展開できるように、生活相談員の確保すべき勤務延時間数には、「サービス担当者会議や地域ケア会議に出席するための時間」、「利用者宅を訪問し、在宅生活の状況を確認した上で、利用者の家族も含めた相談・援助のための時間」、「地域の町内会、自治会、ボランティア団体等と連携し、利用者に必要な生活支援を担ってもらうなどの社会資源の発掘・活用のための時間」など、利用者の地域生活を支える取組のために必要な時間も含めることができる。</p> <p>ただし、生活相談員は、利用者の生活の向上を図るため適切な相談・援助等を行う必要があり、これらに支障がない範囲で認められるものである。</p> <p>※ 生活相談員については、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平11厚令46)第5条第2項に定める生活相談員に準ずるものである。            (平18老計発0331004他 第3の二の二の1(1)(2))</p>				
<p>三</p>	<p>看護師又は准看護師(以下「看護職員」)            サービスの単位ごとに、専ら当該サービスの提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数</p> <p>※ 看護職員については、指定地域密着型通所介護事業所の従業者により確保することに加え、病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により確保することも可能である。具体的な取扱いは以下のとおりとする。</p> <p>ア 指定地域密着型通所介護事業所の従業者により確保する場合            提供時間帯を通じて、専ら当該サービスの提供に当たる必要はないが、当該看護職員は提供時間帯を通じて、事業所と密接かつ適切な連携を図るものとする。</p> <p>イ 病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により確保する場合            看護職員が事業所の営業日ごとに利用者の健康状態の確認を行い、病院、診療所、訪問看護ステーションと事業所が提供時間帯を通じて密接かつ適切な連携を図るものとする。</p> <p>※ なお、アとイにおける「密接かつ適切な連携」とは、事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制などを確保することである。            (平18老計発0331004他 第3の二の二の1(1))</p>		<p>▲看護師又は准看護師を左記により配置しているか。</p>		
<p>四</p>	<p>介護職員            サービスの単位ごとに、当該サービスを提供している時間帯に介護職員(専ら当該サービスの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該サービスを提供している時間数(②において「提供単位時間数」という。)で除して得た数が利用者(当該サービス事業者が法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平26法律第83号)第5条の規定による改正前の法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして本市が定めるものに限る。)に係る事業者の指定を併せて受け、かつ、サービスの事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合)にあっては、当該事業所における地域密着型通</p>		<p>▲介護職員を左記により配置しているか。</p>		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	<p>所介護又は当該第1号通所事業の利用者。以下「2 人員に関する基準」及び「3 設備に関する基準」において同じ。)の数が15人までの場合にあっては1以上、15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数</p> <p>※ 介護職員（②の適用を受ける場合の看護職員又は介護職員を含む。以下この項目について同じ。）については、サービスの単位ごとに、提供時間数に応じた配置が必要となるものであり、確保すべき勤務延時間数は、次の計算式のとおり提供時間数及び利用者数から算出される。なお、ここでいう提供時間数とは、当該単位における平均提供時間数（利用者ごとの提供時間数の合計を利用者数で除して得た数）とする。（確保すべき介護職員の勤務延時間数の計算式）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者15人まで 単位ごとに確保すべき勤務延時間数＝平均提供時間数</li> <li>・利用者数16人以上 単位ごとに確保すべき勤務延時間数＝((利用者数－15)÷5＋1)×平均提供時間数</li> </ul> <p>平均提供時間数＝利用者ごとの提供時間数の合計÷利用者数 例えば、利用者数18人、提供時間数を5時間とした場合、(18－15)÷5＋1＝1.6となり、5時間の勤務時間数を1.6名分確保すればよいことから、従業員の員数にかかわらず、5×1.6＝8時間の勤務延時間数分の人員配置が必要となる。</p> <p>なお、介護職員については、サービスの単位ごとに常時1名以上確保することとされているが、これは、介護職員が常に確保されるよう必要な配置を行うよう定めたものであり、例えば、計算式により算出した確保すべき勤務延時間数が、当該事業所におけるサービス提供開始時刻から終了時刻までの時間数に満たない場合であっても、常時1名以上が確保されるよう配置を行う必要があることに留意すること。</p> <p>また、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は他のサービスの単位の介護職員として従事することができることとされたことから、例えば複数の単位のサービスを同じ時間帯に実施している場合、単位ごとに介護職員等が常に1名以上確保されている限りにおいては、単位を超えて柔軟な配置が可能である。</p> <p>※ 利用者の数又は利用定員は、単位ごとのサービスについての利用者の数又は利用定員をいうものであり、利用者の数は実人員、利用定員は、あらかじめ定めた利用者の数の上限をいうものである。従って、例えば、1日のうちの午前の提供時間帯に利用者10人に対してサービスを提供し、午後の提供時間帯に別の利用者10人に対して、サービスを提供する場合であって、それぞれのサービスの定員が10人である場合には、当該事業所の利用定員は10人、必要となる介護職員は午前午後それぞれにおいて利用者10人に応じた数ということとなり、人員算定上午前の利用者の数と午後の利用者の数が合算されるものではない。</p> <p>(平18老計発0331004他 第3の二の二の1(1))</p>				
五	<p>機能訓練指導員 1以上</p> <p>※ 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とされたが、この「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する者（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）とする。ただし、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。</p> <p>(平18老計発0331004他 第3の二の二の1(3))</p>		▲機能訓練指導員を左記により配置している		
②	<p>当該事業所の利用定員（当該事業所において同時にサービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下「2 人員に関する基準」から「4 運営に関する基準」までにおいて同じ。）が10人以下である場合にあっては、①の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、サービスの単位ごと</p>	規則第18号 第13条の3	▲左記の要件を満たしているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	に、当該サービスを提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。				
	③ 事業者は、サービスの単位ごとに、①四の介護職員（②の適用を受ける場合にあつては、②の看護職員又は介護職員。④及び⑦において同じ。）を、常時1人以上当該サービスに従事させなければならない。		▲左記の要件を満たしているか。		
	④ ①及び②の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他のサービスの単位の介護職員として従事することができる。		▲左記の要件を満たしているか。		
	⑤ ①から④までのサービスの単位は、地域密着型通所介護であつてその提供が同時に、1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。		▲左記の要件を満たしているか。		
	⑥ ①の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。		▲左記の要件を満たしているか。		
	※ 同一事業所で複数の単位のサービスを同時に行う場合であっても、常勤の従業者は事業所ごとに確保すれば足りるものである。 (平18老計発0331004他 第3の二の二の1(1))				
	⑦ ①五の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該事業所の他の職務に従事することができる。	規則第18号 第13条の4	▲左記の要件を満たしているか。		
	⑧ 事業者が①四に規定する第1号通所事業に係る事業者の指定を併せて受け、かつ、サービスの事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、本市の定める当該第1号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、①二～五まで、②及び⑦に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	規則第18号 第13条の7	▲左記の要件を満たしているか。		
2 管理者	① 1①に規定する管理者は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は <b>他の事業所</b> 、施設等の職務に従事することができるものとする。	規則第18号 第13条の8  規則第18号 第4条準用	▲管理者は左記の要件で配置しているか。		
	※ 事業所の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとする。ただし、以下の場合であつて、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。なお、管理者は、地域密着型通所介護従事者である必要がないものである。 ① 当該事業所の地域密着型通所介護従事者としての職務に従事する場合 ② 同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であつて、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握でき、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じないときに、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合（この場合の他の事業所、施設等の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合（施設における勤務時間が極めて限られている場合を除く。）、事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに当該事業所に駆け付けることが				

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	できない体制となっている場合などは、管理業務に支障があると考 えられる。 (平18老計発0331004他 第3の二の二の1(4))				

### 3 設備に関する基準

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
1 設備及び備 品等	<p>① 事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備及びサービスの提供に必要なその他の設備、備品等を備えなければならない。</p> <p>※ 事業所とは、サービスを提供するための設備及び備品を備えた場所をいう。原則として一の建物につき、一の事業所とするが、利用者の利便のため、利用者に身近な社会資源（既存施設）を活用して、事業所の従業員が当該既存施設に向向いてサービスを提供する場合には、これらを事業所の一部とみなして設備基準を適用するものである。</p> <p>※ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備とは、消防法その他の法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならないものである。 (平18老計発0331004他 第3の二の二の2(1)(3))</p>	<p>条例第15号 第57条の4</p> <p>規則第18号 第13条の5</p>	<p>▲事業所は左記の設備等を備えているか。</p>		
	<p>② ①に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 食堂及び機能訓練室 それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3㎡に利用定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。</p> <p>※ 事業所の食堂及び機能訓練室（以下「機能訓練室等」という。）については、3㎡に利用定員を乗じて得た面積以上とすることとされたが、サービスが原則として同時に複数の利用者に対し介護を提供するものであることに鑑み、狭隘な部屋を多数設置することにより面積を確保すべきではないものである。ただし、サービスの単位をさらにグループ分けして効果的なサービスの提供が期待される場合はこの限りではない。 (平18老計発0331004他 第3の二の二の2(2))</p> <p>※ 事業所と指定居宅サービス事業所等を併設している場合に、利用者へのサービス提供に支障がない場合は、設備基準上両方のサービスに規定があるもの（指定訪問介護事業所の場合は事務室）は共用が可能である。ただし、事業所の機能訓練室等と、事業所と併設の関係にある病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院における指定通所リハビリテーション等を行うためのスペースについて共用する場合にあっては、以下の条件に適合することをもって、これらが同一の部屋等であっても差し支えないものとする。</p> <p>イ 当該部屋等において、事業所の機能訓練室等と指定通所リハビリテーション等を行うためのスペースが明確に区分されていること。</p> <p>ロ 事業所の機能訓練室等として使用される区分が、事業所の設備基準を満たし、かつ、指定通所リハビリテーション等を行うためのスペースとして使用される区分が、指定通所リハビリテーション事業所等の設備基準を満たすこと。</p> <p>※ 玄関、廊下、階段、送迎車両など、基準上は規定がないが、設置されるものについても、利用者へのサービス提供に支障がない場合は、共用が可能である。</p> <p>※ 設備を共用する場合、事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならないと定めているところであるが、衛生管理等に一層努めること。 (平18老計発0331004他 第3の二の二の2(4))</p>		<p>▲設備について、左記の要件を満たしている</p>		
	<p>二 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が</p>				

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	漏えいしないよう配慮されていること。				
③	①に掲げる設備は、専ら当該サービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対するサービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。		▲左記の要件を満たしているか。		
④	③のただし書の場合（事業者が①に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該事業者に係る指定を行った市長に届け出るものとする。		▲左記の場合について要件を満たしているか。		
	<p>※ 地域密着型通所介護の提供以外の目的で、事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に地域密着型通所介護以外のサービス（以下「宿泊サービス」という。）を提供する場合には、当該サービスの内容を当該サービスの提供開始前に事業者に係る指定を行った市長（以下「指定権者」という。）に届け出る必要があり、当該サービスの届出内容については、別紙様式によるものとする。また、事業者は宿泊サービスの届出内容に係る介護サービス情報を都道府県に報告し、都道府県は情報公表制度を活用し宿泊サービスの内容を公表することとする。</p> <p>※ 事業者は届け出た宿泊サービスの内容に変更がある場合は、変更の事由が生じてから10日以内に指定権者に届け出るよう努めることとする。また、宿泊サービスを休止又は廃止する場合は、その休止又は廃止の日の1月前までに指定権者に届け出るよう努めることとする。</p> <p>（平18老計発0331004他 第3の二の二の2(5)）</p>				
⑤	事業者が2の①四に規定する第1号通所事業に係る事業者の指定を併せて受け、かつ、地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、本市の定める当該第1号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、①から③までに規定する基準を満たしているものとするができる。		▲左記の場合について要件を満たしているか。		

#### 4 運営に関する基準

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
1 内容及び手続の説明及び同意	① 事業者は、サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第57条の10に規定する重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。	<p>条例第15号 第57条の19</p> <p>規則第18号 第13条の8</p> <p>条例第15号 第8条準用</p> <p>規則第18号 第7条準用</p>	▲ 内容・手続の説明・同意について、左記の取扱いとしているか。		
	<p>※ 事業者は、利用者に対し適切なサービスを提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、当該事業所の重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等（当該事業者が、他の介護保険に関する事業を併せて実施している場合、当該パンフレット等について、一体的に作成することは差し支えないものとする。）の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所からサービスの提供を受ける</p>				

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	<p>ことにつき同意を得なければならないこととしたものである。なお、当該同意については、書面によって確認することが適当である。 (平18老計発0331004他 第3の一の4(2)準用)</p>				
②	<p>事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、①の規定による文書の交付に代えて、⑤で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>一 電子情報処理組織（事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続したものをいう。以下同じ。）を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの</p> <p>イ 電子情報処理組織を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>ロ 事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された①に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法 (電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申し出をする場合にあっては、事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)</p> <p>二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに①に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p>		<p>▲電磁的方法による文書の交付について、左記の取扱いとしているか。</p>		
③	<p>②に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。</p>		<p>▲電磁的方法について、左記の取扱いとしているか。</p>		
④	<p>事業者は、②の規定により①に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>一 ②各号に規定する方法のうち事業者が使用するもの</p> <p>二 ファイルへの記録の方式</p>		<p>▲電磁的方法について、左記の取扱いとしているか。</p>		
⑤	<p>②の規定による承諾を得た事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった場合は、当該利用申込者又はその家族に対し、①に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び②の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p>		<p>▲電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった場合について、左記の取扱いとしているか。</p>		
2 提供拒否の禁止	<p>事業者は、正当な理由なくサービスの提供を拒んではならない。</p>	<p>条例第15号 第57条の19</p>	<p>▲サービス提供拒否について、左記の取扱い</p>		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	<p>※ サービス提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、</p> <p>① 当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合</p> <p>② 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合、その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合である。</p> <p>(平18老計発0331004他 第3の一の4(3)準用)</p>	<p>条例第15号 第9条準用</p>	<p>としているか。</p>		
3 サービス提供困難時の対応	<p>事業者は、当該事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の地域密着型通所介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。</p>	<p>条例第15号 第57条の19</p> <p>条例第15号 第10条準用</p>	<p>▲サービス提供困難時の場合、左記の取扱いとしているか。</p>		
4 受給資格等の確認	<p>事業者は、サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。</p>	<p>条例第15号 第57条の19</p> <p>条例第15号 第11条準用</p>	<p>▲受給資格等の確認について、左記の取扱いとしているか。</p>		
5 要介護認定の申請に係る援助	①	<p>事業者は、サービスの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p>	<p>条例第15号 第57条の19</p> <p>条例第15号 第12条準用</p>	<p>▲左記の場合、必要な援助を行っているか。</p>	
	②	<p>事業者は、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する日の30日前までに行われるよう、必要な援助を行わなければならない。</p>		<p>▲左記の場合、必要な援助を行っているか。</p>	
6 心身の状況等の把握	①	<p>事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p>	<p>条例第15号 第57条の5</p>	<p>▲サービス担当者会議等を通じて、左記の取扱いとしているか。</p>	
7 居宅介護支援事業者等との連携	①	<p>事業者は、サービスを提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p>	<p>条例第15号 第57条の19</p> <p>条例第15号 第14条準用</p>	<p>▲居宅介護支援事業者等との連携について、左記の取扱いとしているか。</p>	
	②	<p>事業者は、サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p>		<p>▲サービス提供の終了に際し、左記の取扱いとしているか。</p>	
8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	<p>事業者は、サービスの提供の開始に際し、利用申込者が施行規則第65条の4各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画（法第8条第23項に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成を居宅介護支援事業者等に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、サービスの提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明するこ</p>	<p>条例第15号 第57条の19</p> <p>条例第15号 第15条準用</p>	<p>▲サービス提供の開始に際し、左記の取扱いとしているか。</p>		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	と、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。				
9 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	事業者は、居宅サービス計画（法第8条第23項に規定する居宅サービス計画をいい、施行規則第65条の4第1号ハに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿ったサービスを提供しなければならない。	条例第15号第57条の19  条例第15号第16条準用	▲居宅サービス計画について、左記の取扱いとしているか。		
10 居宅サービス計画等の変更の援助	事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。	条例第15号第57条の19  条例第15号第17条準用	▲利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合、左記の取扱いとしているか。		
<p>※ サービスを追加する場合に当該サービスを法定代理受領サービスとして利用する場合には支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明その他の必要な援助を行わなければならないことを規定したものである。 (平18老計発0331004他 第3の一の4(10)準用)</p>					
11 サービスの提供の記録	① 事業者は、サービスを提供した際には、当該サービスの提供日及び内容、当該サービスについて法第42条の2第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける地域密着型介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画に記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。	条例第15号第57条の19  条例第15号第19条準用	▲サービスの提供の記録について、左記の取扱いとしているか。		
<p>※ 利用者及びサービス事業者が、その時点での区分支給限度基準額との関係やサービスの利用状況を把握できるようにするために、事業者が、サービスを提供した際に、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければならない事項は、次のとおり。 ・ 当該サービスの提供日 ・ サービス内容 ・ 保険給付の額 ・ その他必要な事項 (平18老計発0331004他 第3の一の4(12)準用)</p>					
	② 事業者は、サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。		▲左記の場合、サービス内容等の情報を提供しているか。		
<p>※ 「その他適切な方法」とは、例えば、利用者の用意する手帳等に記載するなどの方法である。 (平18老計発0331004他 第3の一の4(12)準用)</p>					
12 利用料等の受領	① 事業者は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該サービスに係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。	条例第15号第57条の19  条例第15号第20条準用	▲介護サービス利用料の受領について、左記の取扱いとしているか。		
	② 事業者は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、サービスに係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。	規則第18号第13条の6	▲利用料の公平性について、左記の取扱いとしているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	<p>※ 事業者は、法定代理受領サービスとして提供されるサービスについての利用者負担として、地域密着型介護サービス費用基準額の1割、2割又は3割(法第50条又は第69条第5項の規定の適用により保険給付の率が9割、8割又は7割でない場合については、それに応じた割合)の支払を受けなければならないことを規定したものである。</p> <p>※ 一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはならないこととしたものである。なお、そもそも介護保険給付の対象となる地域密着型通所介護のサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えない。</p> <p>イ 利用者に、当該事業が地域密着型通所介護の事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。</p> <p>ロ 当該事業の目的、運営方針、利用料等が、地域密着型通所介護事業所の運営規程とは別に定められていること。</p> <p>ハ 地域密着型通所介護の事業の会計と区分していること。</p> <p>(平18老計発0331004他 第3の一の4(13) 準用)</p>				
③	<p>事業者は、①、②の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。</p> <p>一 利用者の選定により通常の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用</p> <p>二 サービスに通常要する時間を超えるサービスであって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常サービスに係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用</p> <p>三 食事の提供に要する費用</p> <p>四 おむつ代</p> <p>五 一から四に掲げるもののほか、サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用</p> <p>※ 保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払いを受けることは認めないこととしたものである。</p> <p>(平18老計発0331004他 第3の二の二の3(1))</p> <p>※ 事業者は、地域密着型サービスその他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした要介護被保険者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、領収証を交付しなければならない。</p> <p>(法第41条第8項 準用)</p> <p>※ 事業者は、領収証に、要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、サービス費用の額、食事の提供に要した費用の額及び滞在に要した費用の額に係るもの並びにその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しなければならない。</p> <p>(施行規則第65条 準用)</p>		<p>▲介護サービス以外の利用料の受領について、左記の取扱いとしているか。</p>		
④	<p>③三に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。</p> <p>※ ③の三の費用については、「居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針」(平17厚告419)の定めるところによる。</p> <p>(平18老計発0331004他 第3の二の二の3(1))</p>		<p>▲食事の提供に要する費用について、左記の取扱いとしているか。</p>		
⑤	<p>事業者は、③の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>※ 同意については、利用者等及び事業者双方の保護の立場から、当該サービス内容及び費用の額を明示した文書に、利用者等の署名を受けることにより行うものとする。</p>		<p>▲③のサービス提供に当たり、左記の取扱いとしているか。</p>		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	<p>※ この同意書による確認は、日常生活費等の実費受領の必要が生じることに、その受領のたびに逐次行う必要はなく、利用の申込み時の重要事項説明に際し、日常生活費等に係る具体的なサービス内容及び費用の額について説明を行い、これらを明示した同意書により包括的に確認する方法が基本となるが、以後当該同意書に記載されていない日常生活費等について別途受領する必要が生じたときは、その都度、同意書により確認するものとする。</p> <p>※ 事業所により行われる便宜の供与であっても、保険給付の対象となっているサービスの提供と関係なく、利用者等がその嗜好又は個別の生活上の必要に応じて購入等を行うものについては、日常生活費等とは区分して受領することとなるが、当該便宜は日常生活費等に係るサービスと同様に、利用者等の希望を確認した上で提供されるものであり、一律に提供し、費用を画一的に徴収することは認められない。当該便宜の提供に当たっては、利用者等及び事業者双方の保護の立場から、その内容及び費用の額については、事業所の見やすい場所への掲示、利用者等への懇切丁寧な説明、同意書による確認等、日常生活費等と同様の取扱いが適当である。 (平12老振75他)</p>				
13 保険給付の請求のための証明書の交付	事業者は、法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。	条例第15号第57条の19  条例第15号第21条準用	▲サービス提供証明書の交付について、左記の取扱いとしているか。		
14 サービスの基本取扱方針	① サービスは、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。	条例第15号第57条の6	▲サービスについて、左記の取扱いとしているか。		
	② 事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。		▲サービスについて、左記の取扱いとしているか。		
15 サービスの具体的取扱方針	① サービスの方針は、次に掲げるところによるものとする。 一 サービスは、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うものとする。	条例第15号第57条の7	▲サービスについて、左記の取扱いとしているか。		
	<p>※ 個々の利用者に応じて作成された地域密着型通所介護計画に基づいて行われるものであるが、グループごとにサービス提供が行われることを妨げるものではないこと。 (平18老計発0331004他 第3の二の二の3(2))</p>				
	二 サービスは、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。				
	<p>※ 利用者が日常生活を送る上で自らの役割を持つことにより、達成感や満足感を得、自信を回復するなどの効果が期待されるとともに、利用者にとって自らの日常生活の場であると実感できるよう必要な援助を行わなければならないこと。 (平18老計発0331004他 第3の二の二の3(2))</p>				
	三 サービスの提供に当たっては、16④に規定する地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。		▲サービスについて、左記の取扱いとしているか。		
	<p>※ 事業所内でサービスを提供することが原則であるが、次に掲げる条件を満たす場合においては、事業所の屋外でサービスを提供することができること。 イ あらかじめ地域密着型通所介護計画に位置付けられていること ロ 効果的な機能訓練等のサービスが提供できること</p>				

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	(平18老計発0331004他 第3の二の二の3(2))				
	四 従業者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。		▲サービスについて、左記の取扱いとしているか。		
	※ 「サービスの提供方法等」とは、地域密着型通所介護計画の目標及び内容や利用日の行事及び日課等も含むものであること。 (平18老計発0331004他 第3の二の二の3(2))				
	五 サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。				
	六 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。				
	※ サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっては、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。 また、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要である。 (平18老計発0331004他 第3の二の二の3(2))				
	七 サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。		▲サービスについて、左記の取扱いとしているか。		
	八 事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供するものとする。特に、認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。		▲サービスについて、左記の取扱いとしているか。		
	※ 認知症の状態にある要介護者で、他の要介護者と同じグループとして、サービスを提供することが困難な場合には、必要に応じグループを分けて対応すること。 (平18老計発0331004他 第3の二の二の3(2))				
16 地域密着型通所介護計画の作成	① 事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成しなければならない。	条例第15号第57条の8	▲地域密着型通所介護計画について、左記の取扱いとしているか。		
	※ 介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとし、当該事業所に介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画のとりまとめを行わせることが望ましい。 ※ 地域密着型通所介護計画は、サービスの提供に関わる従業者が共同して個々の利用者ごとに作成するものである。 (平18老計発0331004他 第3の二の二の3(3))				
	② 地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。		▲地域密着型通所介護計画について、左記の取扱いとしているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	<p>※ 地域密着型通所介護計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該地域密着型通所介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更するものとする。 (平18老計発0331004他 第3の二の二の3(3))</p>				
	<p>③ 事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>※ 地域密着型通所介護計画は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならない。 ※ 地域密着型通所介護計画の目標及び内容については、利用者又は家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うものとする。 (平18老計発0331004他 第3の二の二の3(3))</p>		<p>▲地域密着型通所介護計画の作成に当たり、左記の取扱いとしているか。</p>		
	<p>④ 事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付しなければならない。</p>		<p>▲地域密着型通所介護計画を作成した際、左記の取扱いとしているか。</p>		
	<p>⑤ 事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画の作成後、当該サービスの実施状況の把握及び目標の達成状況の評価を行い、必要に応じて当該計画の変更を行うものとする。</p>		<p>▲地域密着型通所介護計画を作成した際、左記の取扱いとしているか。</p>		
	<p>⑥ ①～④までの規定は、⑤に規定する地域密着型通所介護計画の変更について準用する。</p>		<p>▲地域密着型通所介護計画を作成した際、左記の取扱いとしているか。</p>		
	<p>⑦ 従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行うものとする。</p> <p>※ 居宅サービス計画に基づきサービスを提供している事業者は、居宅サービス計画を作成している居宅介護支援事業者から地域密着型通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該計画を提供することに協力するよう努めるものとする。 (平18老計発0331004他 第3の一の4の(17)準用)</p>		<p>▲地域密着型通所介護計画の作成後、左記の取扱いとしているか。</p>		
17 利用者に関する市町村への通知	<p>事業者は、サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を本市及び当該利用者の保険者に通知しなければならない。</p> <p>一 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。</p> <p>二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p>	<p>条例第15号第57条の19 条例第15号第27条準用</p>	<p>▲左記の場合、本市及び当該利用者の保険者に通知しているか。</p>		
18 緊急時等の対応	<p>従業者は、現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>条例第15号第57条の19 条例第15号第51条準用</p>	<p>▲緊急時等の場合、左記の取扱いとしているか。</p>		
19 管理者の責務	<p>① 事業所の管理者は、当該事業所の従業者の管理及びサービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。</p> <p>② 事業所の管理者は、当該事業所の従業者に運営に関する基準の規定を遵守させるため必要</p>	<p>条例第15号第57条の9</p>	<p>▲管理者について、左記の取扱いとしているか。</p> <p>▲管理者について、左記の取扱いとしている</p>		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	な指揮命令を行うものとする。		か。		
20 運営規程	<p>事業者は、事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>一 事業の目的及び運営の方針 二 従業員の職種、員数及び職務の内容</p> <p>※ 従業員の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、規則第18号第13条の2において置くべきとされている員数を満たす範囲において「〇人以上」と記載することも差し支えない。（重要事項を記した文書に記載する場合についても、同様とする。） (平18老計発0331004他 第3の一の4(21) 準用)</p> <p>三 営業日及び営業時間</p> <p>※ 8時間以上9時間未満のサービスの前後に連続して延長サービスを行う事業所にあつては、サービス提供時間帯とは別に当該延長サービスを行う時間を運営規程に明記すること。 例えば、提供時間帯(9時間)の前に連続して1時間、後に連続して2時間、合計3時間の延長サービスを行う事業所にあつては、当該事業所の営業時間は12時間であるが、運営規程には、提供時間帯9時間、延長サービスを行う時間3時間とそれぞれ記載するものとする。 (平18老計発0331004他 第3の二の二の3(5))</p> <p>四 サービスの利用定員</p> <p>※ 利用定員とは、当該事業所において同時にサービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいうものであること。 (平18老計発0331004他 第3の二の二の3(5))</p> <p>五 サービスの内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>※ 「サービスの内容」については、入浴、食事の有無等のサービスの内容を指すものであること。 (平18老計発0331004他 第3の二の二の3(5))</p> <p>六 通常の事業の実施地域 七 サービス利用に当たっての留意事項</p> <p>※ 利用者がサービスの提供を受ける際に、利用者側が留意すべき事項（機能訓練室を使用する際の注意事項等）を指すものであること。 (平18老計発0331004他 第3の三の3(5))</p> <p>八 個人情報の取扱い 九 緊急時等における対応方法 十 非常災害対策</p> <p>※ 平18老計発0331004他 第3の二の二の3(8)の非常災害に関する具体的計画を指すものであること。 (平18老計発0331004他 第3の二の二の3(5))</p> <p>十一 地域との連携等 十二 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>※ 虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業員への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案（虐待等）が発生した場合の対応方法等を指す内容であること。 (平18老計発0331004他 第3の一の4(21) 準用)</p> <p>十三 その他運営に関する重要事項</p>	<p>条例第15号 第57条の10</p>	<p>▲運営規程について、左記の取扱いとしているか。</p>		
21 勤務体制の確保等	<p>① 事業者は、利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所の単位ごとに従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>※ 事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及</p>	<p>条例第15号 第57条の11</p>	<p>▲勤務体制について、左記の取扱いとしているか。</p>		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	<p>び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にすること。 (平18老計発0331004他 第3の二の二の3(6))</p>				
②	<p>事業者は、事業所ごとに、当該事業所の従業員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>※ 調理、洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことを認めるものであること。 (平18老計発0331004他 第3の二の二の3(6))</p>		<p>▲従業員によるサービス提供について、左記の取扱いとしているか。</p>		
③	<p>事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>		<p>▲従業員の研修について、左記の取扱いとしているか。</p>		
④	<p>事業者は、すべての従業員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>※ 事業主に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることが義務づけられたこととしたものであり、これは、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させ、認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から実施するものであること。</p> <p>※ 当該義務付けの対象とならない者は、各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している以下の者とする。条例第15号第57条の11第4項において規定されている看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修課程一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等。</p> <p>(平18老計発0331004他 第3の二の二の3(6))</p>		<p>▲従業員の研修について、左記の取扱いとしているか。</p>		
⑤	<p>事業者は、適切なサービスを提供するため、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>※ 事業主には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものである。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。</p> <p>※ 事業主が講ずべき措置の具体的内容のうち、特に留意すべき内容は以下のとおり。 a 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員に周知・啓発すること。 b 相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。</p> <p>(平18老計発0331004他 第3の一の4(22) 準用)</p>		<p>▲職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントの防止のため左記の措置を講じているか。</p>		
22 業務継続計画の策定等	<p>① 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、サービスを継続的に提供し、及び非常時</p>	<p>条例第15号第57条の19</p>	<p>▲業務継続計画の策定について、左記の取扱</p>		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	<p>の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>※ 事業者は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続してサービスの提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、従業員に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならないこととしたものである。</p> <p>※ なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。また、感染症や災害が発生した場合には、従業員が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業員が参加できるようにすることが望ましい。</p> <p>※ 業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。さらに、感染症に係る業務継続計画、感染症の予防及びまん延の防止のための指針、災害に係る業務継続計画並びに非常災害に関する具体的計画については、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合には、一体的に策定することとして差し支えない。</p> <p>イ 感染症に係る業務継続計画</p> <p>a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）</p> <p>b 初動対応</p> <p>c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）</p> <p>ロ 災害に係る業務継続計画</p> <p>a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）</p> <p>b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）</p> <p>c 他施設及び地域との連携</p> <p>（平18老計発0331004他 第3の二の二の3(7)準用）</p>	<p>条例第15号 第31条の2準用</p>	<p>いとしているか。</p>		
23 定員の遵守	<p>事業者は、定期的業務継続計画を見直し、必要に応じて当該業務継続計画の変更を行うものとする。</p> <p>事業者は、利用定員を超えてサービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p>	<p>条例第15号 第57条の12</p>	<p>▲左記の研修及び訓練を実施しているか。</p> <p>▲業務継続計画の見直しについて、左記の取扱いとしているか。</p> <p>▲利用定員について、左記の取扱いとしているか。</p>		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
24 非常災害対策	① 事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。	条例第15号 第57条の13	▲非常災害対策について、左記の取扱いとしているか。		
	<p>※ 関係機関への通報及び連携体制の整備とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものである。</p> <p>※ 「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む。)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている事業所にあつてはその者に行わせるものとする。</p> <p>※ また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせるものとする。 (平18老計発0331004他 第3の二の二の3(8))</p>				
25 衛生管理等	② 事業者は、①に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。		▲訓練の実施について、左記の取扱いとしているか。		
	<p>※ 事業者が①に規定する避難、救出その他の訓練の実施に当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めることとしたものであり、そのためには、地域住民の代表者等により構成される運営推進会議を活用し、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要である。訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとする。 (平18老計発0331004他 第3の二の二の3(8))</p>				
25 衛生管理等	① 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。	条例第15号 第57条の14	▲衛生管理について、左記の取扱いとしているか。		
	<p>※ 事業者は、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。</p> <p>※ 特に、インフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置等について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。</p> <p>※ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。 (平18老計発0331004他 第3の二の二の3(9))</p>				
25 衛生管理等	② 事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じなければならない。		▲感染症について、左記の取扱いとしているか。		
	<p>一 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催し、その結果について従業員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。</p> <p>二 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>三 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</p>				
<p>※ ②の措置については、具体的には以下のとおりとする。 各事項について、同項に基づき事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。</p>					

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	<p>・感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 当該事業所における感染対策委員会であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めておくことが必要である。感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。</p> <p>感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。</p> <p>なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。</p> <p>・ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針 当該事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定される。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。</p> <p>なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照。</p> <p>・ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練 従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。</p> <p>職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育（年1回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。</p> <p>なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行うこと。</p> <p>また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年1回以上）に行うことが必要である。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとする。</p> <p>訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。</p> <p>(平18老計発0331004他 第3の二の二の3(9))</p>				
26 協力医療機関	事業者は、主治の医師との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておくよう努めなければならない。	条例第15号 第57条の15	▲協力医療機関について、左記の取扱いとしているか。		
27 掲示	<p>① 事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下「重要事項」という。)を掲示しなければならない。</p> <p>※ 事業者は、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる以下の重要事項等を事業所の見やすい場所に掲示することを規定したもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運営規程の概要</li> <li>・ 従業者の勤務体制</li> <li>・ 事故発生時の対応</li> <li>・ 苦情処理の体制</li> <li>・ 提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直</li> </ul>	<p>条例第15号 第57条の19</p> <p>条例第15号 第33条準用</p>	▲重要事項の掲示について、左記の取扱いとしているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	<p>近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)            なお、次に掲げる点に留意する必要がある。            イ 事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことであること。            ロ 従業者の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、従業者の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。            (平18老計発0331004他 第3の一の4(25)準用)</p>				
	<p>② 事業者は、<b>重要事項</b>を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、①に規定する掲示に代えることができる。</p> <p>※ 重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該事業所内に備え付けることで①の掲示に代えることができることを規定したものである。            (平18老計発0331004他 第3の一の4(25)準用)</p>		<p>▲ <b>重要事項</b>の掲示について、左記の取扱いとしているか。</p>		
	<p>③ 事業者は、<b>原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</b></p> <p>※ 事業者は、<b>原則として、重要事項を当該事業者のウェブサイトに掲載しなければならないことを規定したものであるが、ウェブサイトとは、法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムのことをいう。</b>            (平18老計発0331004他 第3の一の4(25)準用)</p>		<p>▲ <b>重要事項</b>の掲示について、左記の取扱いとしているか。</p>		
28 秘密保持等	<p>① 事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>② 事業者は、当該事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>※ 具体的には、事業者は、当該事業所の地域密着型通所介護従業者その他従業者が、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者その他の従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講ずべきこととするものである。            (平18老計発0331004他 第3の一の4(26)準用)</p> <p>※ なお、予め違約金の額を定めておくことは労働基準法第16条に抵触するため、違約金について定める場合には、現実に生じた損害について賠償を請求する旨の定めとすること。</p>	<p>条例第15号第57条の19</p> <p>条例第15号第34条準用</p>	<p>▲ 秘密保持等について、左記の取扱いとしているか。</p> <p>▲ 秘密保持等について、左記の取扱いとしているか。</p>		
	<p>③ 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。</p> <p>※ この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。            (平18老計発0331004他 第3の一の4(26)準用)</p>		<p>▲ 利用者等の個人情報について、左記の取扱いとしているか。</p>		
29 広告	<p>事業者は、事業所について広告をする場合には、その内容が虚偽又は誇大なものとしてはならない。</p>	<p>条例第15号第57条の19</p> <p>条例第15号第35条準用</p>	<p>▲ 広告をする場合、左記の取扱いとしているか。</p>		
30 居宅介護支援事業者に対する利益供	<p>事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品そ</p>	<p>条例第15号第57条の19</p>	<p>▲ 利益供与の禁止について、左記の取扱いとしているか。</p>		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
与の禁止	他の財産上の利益を供与してはならない。	条例第15号 第36条準用			
31 苦情処理	① 事業者は、提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。	条例第15号 第57条の19  条例第15号 第37条準用	▲苦情への対応について、左記の取扱いとしているか。		
	※ 「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する対応の内容についても併せて記載するとともに、事業所に掲示し、かつ、ウェブサイトに掲載すること等である。なお、ウェブサイトへの掲載に関する取扱いは、27③に準ずるものとする。 (平18老計発0331004他 第3の一の4(28)準用)				
	② 事業者は、①の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。		▲苦情の内容等の記録について、左記の取扱いとしているか。		
	※ 事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を行うことが必要である。 (平18老計発0331004他 第3の一の4(28)準用)				
	③ 事業者は、提供したサービスに関し、法第23条の規定により本市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は本市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して本市が行う調査に協力するとともに、本市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。		▲苦情に関する本市の調査等について、左記の取扱いとしているか。		
	④ 事業者は、本市からの求めがあった場合には、③の改善の内容を本市に報告しなければならない。		▲本市から求めがあった場合、左記の取扱いとしているか。		
⑤ 事業者は、提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。		▲苦情に関する国保連の調査等について、左記の取扱いとしているか。			
⑥ 事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、⑤の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。		▲国保連から求めがあった場合、左記の取扱いとしているか。			
32 地域との連携等	① 事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本市の職員又は当該事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、サービスについて知見を有する者等により構成される協議会（以下「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。	条例第15号 第57条の16	▲地域との連携等について、左記の取扱いとしているか。		
※ 運営推進会議は、事業所が、利用者、市町村職員、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとす					

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	<p>ることで、サービスの質の確保を図ることを目的として設置するものであり、各事業所が自ら設置すべきものである。</p> <p>※ 地域の住民の代表者とは、町内会役員、民生委員、老人クラブの代表等が考えられる。</p> <p>※ 地域密着型通所介護事業所と他の地域密着型サービス事業所を併設している場合においては、1つの運営推進会議において、両事業所の評価等を行うことで差し支えない。</p> <p>※ 運営推進会議の効率化や、事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から、次に掲げる条件を満たす場合においては、複数の事業所の運営推進会議を合同で開催して差し支えない。</p> <p>イ 利用者及び利用者家族（以下この項目において「利用者等」という。）については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。</p> <p>ロ 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。ただし、事業所間のネットワーク形成の促進が図られる範囲で、地域の実情に合わせて、市町村区域の単位等内に所在する事業所であっても差し支えないこと。</p> <p>(平18老計発0331004他 第3の二の二の3(10))</p>				
②	<p>事業者は、①の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。</p>		<p>▲運営推進会議の記録について、左記の取扱いとしているか。</p>		
③	<p>事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動、地域包括支援センター等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。</p> <p>※ 地域密着型通所介護の事業が地域に開かれた事業として行われるよう、事業者は、地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならないこととしたものである。</p> <p>(平18老計発0331004他 第3の二の二の3(10))</p>		<p>▲地域との交流について、左記の取扱いとしているか。</p>		
④	<p>事業者は、その事業の運営に当たっては、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、本市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の本市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>※ 「市町村が実施する事業」には、介護サービス相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるものである。</p> <p>(平18老計発0331004他 第3の一の4(29) 準用)</p>		<p>▲本市等が実施する事業について、左記の取扱いとしているか。</p>		
⑤	<p>事業者は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスの提供を行うよう努めなければならない。</p> <p>※ 高齢者向け集合住宅等と同一の建物に所在する事業所が当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者にサービスを提供する場合、当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者のみを対象としたサービス提供が行われないよう、条例第9条の正当な理由がある場合を除き、地域包括ケア推進の観点から地域の要介護者にもサービス提供を行わなければならないことを定めたものである。なお、こうした趣旨を踏まえ、地域の実情に応じて市町村が条例等を定める場合や、地域密着型サービス運営委員会等の意見を踏まえて指定の際に条件を付す場合において、例えば、当該事業所の利用者のうち、一定割合以上を当該集合住宅以外の利用者とするよう努める、あるいはしなければならない等の規定を設けることは差し支えないものである。この際、自立支援や重度化防止等につながるようなサービス提供がなされているか等、サービスの質が担保されているかが重要であることに留意すること。</p> <p>(平18老計発0331004他 第3の一の4(29) 準用)</p>		<p>▲事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して、左記の取扱いとしているか。</p>		
⑥	<p>事業者は、運営推進会議の開催についてテレビ電話装置等を活用することができる。ただし、利用者等が当該運営推進会議に参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用に</p>		<p>▲テレビ電話装置等を活用する場合、左記の取扱いとしているか。</p>		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	<p>ついて当該利用者等の同意を得なければならない。</p> <p>※ 運営推進会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。なお、テレビ電話装置等の活用にあたっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 (平18老計発0331004他 第3の二の二の3(10))</p>				
33 事故発生時の対応	<p>① 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、本市、当該利用者の保険者及び家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>※ 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ事業者が定めておくことが望ましいこと。 (平18老計発0331004他 第3の二の二の3(11)) ※ 事故発生時の対応は、平18厚令34の他「介護サービスの提供により事故等が発生した場合の宇治市への報告に関する要項」により行うこと。</p>	<p>条例第15号 第57条の17</p>	<p>▲事故が発生した場合、左記の取扱いとしているか。</p>		
	<p>② 事業者は、①の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p> <p>※ 事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。 (平18老計発0331004他 第3の二の二の3(11))</p>		<p>▲事故の記録について、左記の取扱いとしているか。</p>		
	<p>③ 事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p> <p>※ 事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいこと。 (平18老計発0331004他 第3の二の二の3(11))</p>		<p>▲損害賠償について、左記の取扱いとしているか。</p>		
	<p>④ 事業者は、地域密着型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、①及び②の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。</p> <p>※ 夜間及び深夜に地域密着型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、以上を踏まえた同様の対応を行うこととする。 (平18老計発0331004他 第3の二の二の3(11))</p>		<p>▲地域密着型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合について、左記の取扱いとしているか。</p>		
34 虐待の防止	<p>事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。</p> <p>二 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。</p> <p>三 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p> <p>※ 虐待は、法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、事業者は虐待の防止の</p>	<p>条例第15号 第57条の19</p> <p>条例第15号 第39条の2準用</p>	<p>▲虐待の発生、再発の防止に関して、左記の取扱いとしているか。</p>		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	<p>ために必要な措置を講じなければならない。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待の未然防止 事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、条例第15号第3条の一般原則に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業員にそれらに関する理解を促す必要がある。同様に、従業員が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業員としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要である。</li> <li>・虐待等の早期発見 事業所の従業員は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるように、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）がとられていることが望ましい。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をすること。</li> <li>・虐待等への迅速かつ適切な対応 虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、事業者は当該通報の手續が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとする。 以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施するものとする。</li> </ul> <p>① 虐待の防止のための対策を検討する委員会（第1号） 「虐待の防止のための対策を検討する委員会」（以下「虐待防止検討委員会」という。）は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要である。また、事業所外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。</p> <p>一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業員に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要である。</p> <p>なお、虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携により行うことも差し支えない。また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。</p> <p>虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとする。その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業員に周知徹底を図る必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること</li> <li>ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること</li> <li>ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること</li> <li>ニ 虐待等について、従業員が相談・報告できる体制整備に関すること</li> <li>ホ 従業員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること</li> <li>ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること</li> <li>ト 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること</li> </ul> <p>② 虐待の防止のための指針(第2号) 事業者が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方</li> <li>ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項</li> <li>ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針</li> <li>ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針</li> <li>ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項</li> <li>ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項</li> </ul>				

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	<p>ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項  チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項  リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項</p> <p>③ 虐待の防止のための従業者に対する研修（第3号）  従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとする。  職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年1回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要である。  また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えない。</p> <p>④ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者（第4号）  事業所における虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要である。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。なお、同一事業所内での複数担当（※）の兼務や他の事業所・施設等との担当（※）の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。</p> <p>（※） 身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者（看護師が望ましい。）、感染対策担当者（看護師が望ましい。）、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者  （平18老計発0331004他 第3の一の4(31) 準用）</p>				
35 会計の区分	<p>事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、地域密着型通所介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。</p> <p>※ 具体的な会計処理の方法等については、「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」（平13老振18）、「介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて」（平24老高発0329第1号）、「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」（平12老計8）による。  （平18老計発0331004他 第3の一の4(32) 準用）</p>	<p>条例第15号第57条の19   条例第15号第40条準用</p>	<p>▲会計の区分について、左記の取扱いとしているか。</p>		
36 記録の整備	<p>① 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>② 事業者は、利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>一 地域密着型通所介護計画  二 11②の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録  三 15①六の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録  四 17の規定による本市等への通知に係る記録  五 31②の規定による苦情の内容等の記録  六 32②に規定する報告、評価、要望、助言等の記録  七 33②の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>③ 事業者は、12に規定する利用料等の受領に関する記録を整備し、その完結の日から5年間</p>	<p>条例第15号第57条の18</p>	<p>▲記録について、左記の取扱いとしているか。</p> <p>▲記録の保存について、左記の取扱いとしているか。</p> <p>▲記録の保存について、左記の取扱いとしているか。</p>		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	保存しなければならない。		ているか。		
37 電磁的記録について	<p>① 事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この項目において同じ。）により行うことが規定されている又は想定されるもの及び②に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p> <p>※ 電磁的記録について  条例第15号第202条第1項は、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者等（以下「事業者等」という。）の書面の保存等に係る負担の軽減を図るため、事業者等は、この条例で規定する書面（被保険者証に関するものを除く。）の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができることとしたものである。</p> <p>(1) 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。  (2) 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。  ① 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法  ② 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取つてきた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法</p> <p>(3) その他、条例第15号第202条第1項及において電磁的記録により行うことができるとされているものは、(1)及び(2)に準じた方法によること。</p> <p>(4) また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。  (平18老計発0331004他 第5の1)</p>	<p>条例第15号第202条</p>	<p>▲電磁的記録について、左記の取扱いとしているか。</p>		
	<p>② 事業者及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例において書面により行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得た場合に限り、書面により行うことに代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によつて認識することができない方法をいう。）により行うことができる。</p> <p>※ 電磁的方法について  条例第15号第202条第2項は、利用者及びその家族等（以下「利用者等」という。）の利便性向上並びに事業者等の業務負担軽減等の観点から、事業者等は、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等（交付、説明、同意、承諾、締結その他これに類するものをいう。）について、事前に利用者等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法により行うことができることとしたものである</p> <p>(1) 電磁的方法による交付は、条例第15号第8条第2項、第3項及規則第18号第1項から第3号までの規定に準じた方法によること。</p> <p>(2) 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についてのQ&amp;A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。</p> <p>(3) 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等との間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についてのQ&amp;A（令</p>		<p>▲電磁的方法について、左記の取扱いとしているか。</p>		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	<p>和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省)」を参考にすること。  (4) その他、条例第15号第202条第2項において電磁的方法によることができる」とされているものは、(1)から(3)までに準じた方法によること。ただし、基準若しくは予防基準又はこの通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。  (5) また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」等を遵守すること。  (平18老計発0331004他 第5の2)</p>				

5 変更の届出等

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
1 変更の届出等	<p>地域密着型サービス事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他施行規則第131条の13で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該地域密着型サービスの事業を再開したときは、同条で定めるところにより、10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。</p>	法第78条の5	▲変更届について、左記の取扱いとしているか。		

6 サービス費用算定に関する基準

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
1 基本的事項	<p>一 地域密着型サービスに要する費用の額は、平18厚告126別表「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」により算定するものとする。</p> <p>※ 事業者が事業所ごとに所定単位数よりも低い単位数を設定する旨を事前に市町村に届け出た場合はこの限りではない。  (平12老企39)</p> <p>二 地域密着型サービスに要する費用の額は、「厚生労働大臣が定める1単位の単価」(平27厚告93)に平18厚告126別表に定める単位数を乗じて算定するものとする。</p> <p>※ 1単位の単価は、10円に事業所が所在する地域区分及びサービス種類に応じて定められた割合を乗じて得た額とする。  (平27厚告93)</p> <p>三 一、二の規定により地域密着型サービスに要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。</p> <p>※ 単位数の算定については、基本となる単位数に加減算の計算(何らかの割合を乗ずる計算に限る。)を行う度に、小数点以下の端数処理(四捨五入)を行っていくこととする。つまり、絶えず整数値に割合を乗じていく計算になる。この計算の後、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(令和年厚生労働省告示第73号)附則第12条に規定する単位数(令和3年9月30日までの上乗せ分)の計算を行う場合は、小数点以下の端数処理(四捨五入)を行うが、小数点以下の端数処理の結果、上乗せされる単位数が1単位に満たない場合は、1単位に切り上げて算定する。  算定された単位数から金額に換算する際に生ずる1円未満(小数点以下)の端数については「切り捨て」とする。  なお、サービスコードについては、加算等を加えた一体型の合成コードを基本として作成しており、その合成単位数は、既に端数処理をした単位数(整数値)である。  (平18老計発0331005他 第2の1(1))</p>	平18厚告126	▲左記により算定しているか。		
2 算定基準	<p>別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定</p>	平18厚告126 別表の2の2 イ注1	▲左記により算定しているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	<p>める様式による届出を行った事業所において、サービスを行った場合に、利用者の要介護状態区分に応じて、現に要した時間ではなく、地域密着型通所介護計画に位置付けられた内容のサービスを行うのに要する標準的な時間で、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める施設基準 イ 地域密着型通所介護費を算定すべきサービスの施設基準 (1) 地域密着型通所介護事業所であること。 (2) 平18厚令34第20条に定める看護職員又は介護職員の員数を置いていること。 (平27厚告96 二十七の二)</p> <p>※ 所要時間による区分については、現に要した時間ではなく、地域密着型通所介護計画に位置づけられた内容のサービスを行うための標準的な時間によることとされたところであり、単に、当日のサービス進行状況や利用者の家族の出迎え等の都合で、当該利用者が通常の時間を超えて事業所にいる場合は、サービスが提供されているとは認められないものであること。したがって、この場合は当初計画に位置づけられた所要時間に応じた所定単位数が算定されるものであること（このような家族等の出迎え等までの間の「預かり」サービスについては、利用者から別途利用料を徴収して差し支えない）。</p> <p>※ また、ここでいうサービスを行うのに要する時間には、送迎に要する時間は含まれないものであるが、送迎時に実施した居宅内での介助等（着替え、ベッド・車椅子への移乗、戸締まり等）に要する時間は、次のいずれの要件も満たす場合、1日30分以内を限度として、サービスを行うのに要する時間に含めることができる。</p> <p>① 居宅サービス計画及び地域密着型通所介護計画に位置付けた上で実施する場合 ② 送迎時に居宅内の介助等を行う者が、介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者、1級課程修了者、介護職員初任者研修修了者（2級課程修了者を含む。）、看護職員、機能訓練指導員又は当該事業所における勤続年数と同一法人の経営する他の介護サービス事業所、医療機関、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員としての勤続年数の合計が3年以上の介護職員である場合</p> <p>※ これに対して、当日の利用者の心身の状況や降雪等の急な気象状況の悪化等により、実際のサービスの提供が地域密着型通所介護計画上の所要時間よりもやむを得ず短くなった場合には地域密着型通所介護計画（以下「通所介護計画」という。）上の単位数を算定して差し支えない。なお、通所介護計画上の所要時間よりも大きく短縮した場合には、通所介護計画を変更のうえ、変更後の所要時間に応じた単位数を算定すること。</p> <p>※ なお、同一の日の異なる時間帯に複数の単位を行う事業所においては、利用者が同一の日に複数のサービスの単位を利用する場合には、それぞれのサービスの単位について所定単位数が算定されること。 (平18老計発0331005他 第2の3の2(1))</p>				
3 利用定員を超えた場合の減算	<p>月平均の利用者の数が市長に提出した運営規程に定められている利用定員を超える場合におけるサービス費については、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を用いて算定する。</p> <p>※ 適正なサービスの提供を確保するための規定であり、定員超過利用の未然防止を図るよう努めるものとする。 ※ 利用者の数は、1月間（暦月）の利用者等の数の平均を用いる。この場合、1月間の利用者の数の平均は、当該月におけるサービス提供日ごとの同時にサービスの提供を受けた者の最大数の合計を、当該月のサービス提供日数で除して得た数とする。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り上げるものとする。 ※ 利用者の数が、通所介護費等の算定方法（平12厚告27）に規定する定員超過利用の基準に該当することとなった事業所については、その翌月から定員超過利用が解消されるに至った月まで、利用者の全員について、所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算さ</p>	平12厚告27 五の二 イ	▲利用定員超過の場合、左記により算定しているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	<p>れ、定員超過利用が解消されるに至った月の翌月から通常の所定単位数が算定される。</p> <p>※ 市長は、定員超過利用が行われている事業所に対しては、その解消を行うよう指導すること。当該指導に従わず、定員超過利用が2月以上継続する場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。</p> <p>※ 災害、虐待の受入れ等やむを得ない理由による定員超過利用については、当該定員超過利用が開始した月（災害等が生じた時期が月末であって、定員超過利用が翌月まで継続することがやむを得ないと認められる場合は翌月も含む。）の翌月から所定単位数の減算を行うことはせず、やむを得ない理由がないにもかかわらずその翌月まで定員を超過した状態が継続している場合に、災害等が生じた月の翌々月から所定単位数の減算を行うものとする。</p> <p>(平18老計発0331005他 第2の3の2(24))</p>				
4 従業者の員数が基準を満たさない場合の減算	<p>看護職員又は介護職員の員数が平18厚令34第20条に定める員数を置いていない場合におけるサービス費については、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を用いて算定する。</p> <p>※ 適正なサービスの提供を確保するための規定であり、人員基準欠如の未然防止を図るよう努めるものとする。</p> <p>※ 人員基準欠如についての具体的取扱いは次のとおりとする。</p> <p>イ 看護職員の数は、1月間の職員の数の平均を用いる。この場合、1月間の職員の平均は、当該月のサービス提供日に配置された延べ人数を当該月のサービス提供日数で除して得た数とする。</p> <p>ロ 介護職員の数は、利用者数及び提供時間数から算出する勤務延時間数を用いる。この場合、1月間の勤務延時間数は、配置された職員の1月の勤務延時間数を、当該月において本来確保すべき勤務延時間数で除して得た数とする。</p> <p>ハ 人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合にはその翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算する。</p> <p>ニ 1割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算される（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。）。</p> <p>※ 市長は、著しい人員基準欠如が継続する場合には、職員の増員、利用定員等の見直し、事業の休止等を指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合をのぞき、指定の取消しを検討するものとする。</p> <p>(平18老計発0331005他 第2の3の2(25))</p>	平12厚告27五の二ハ	▲人員基準欠如の場合、左記により算定しているか。		
5 高齢者虐待防止措置未実施減算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める基準 指定地域密着型サービス基準第37条、第37条の3において準用する同基準第3条の38の2に規定する基準に適合していること。</p> <p>(平27厚告95 五十一の三の三)</p> <p>※ 高齢者虐待防止措置未実施減算については、事業所において高齢者虐待が発生した場合ではなく、条例第15号第39条の2に規定する措置を講じていない場合に、利用者全員について所定単位数から減算することとなる。具体的には、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を市長に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を市長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとする。</p> <p>(平18老計発0331005他 第2の2(5) 準用)</p>	平18厚告126別表の2の2イ注4			
6 業務継続計画未策定減算	別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所	平18厚告126別表の2の2			

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	<p>定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める基準 指定地域密着型サービス基準第37条、第37条の3において準用する同基準第3条の30の2第1項に規定する基準に適合していること。 (平27厚告95 五十一の三の四)</p> <p>※ 業務継続計画未策定減算については、条例第15号第31条の2に規定する基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌月（基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月）から基準を満たさない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算することとする。 なお、経過措置として、令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針及び非常災害に関する具体的計画を策定している場合には、当該減算は適用しないが、義務となっていることを踏まえ、速やかに作成すること。 (平18老計発0331005他 第2の3の2(3))</p>	イ注5			
7 短時間利用の場合の算定	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者(平27厚告94 三十五の三)に対して、所要時間2時間以上3時間未満のサービスを行う場合は、「所要時間4時間以上5時間未満の場合」の所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者 第十四号に規定する利用者 (平27厚告94 三十五の三) 心身の状況その他利用者のやむを得ない事情により、長時間のサービス利用が困難である利用者 (平27厚告94 十四)</p> <p>※ 2時間以上3時間未満のサービスの単位数を算定できる利用者は、心身の状況から、長時間のサービス利用が困難である者、病後等で短時間の利用から始めて長時間利用に結びつけていく必要がある者など、利用者側のやむを得ない事情により長時間のサービス利用が困難な者(平27厚告94 三十五の三)であること。なお、2時間以上3時間未満のサービスであっても、地域密着型通所介護の本来の目的に照らし、単に入浴サービスのみといった利用は適当ではなく、利用者の日常生活動作能力などの向上のため、日常生活を通じた機能訓練等が実施されるべきものであること。 (平18老計発0331005他 第2の3の2(4))</p>	平18厚告126 別表の2の2 イ注7	▲短時間利用の場合、左記により算定しているか。		
8 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少による加算	<p>感染症又は災害（厚生労働大臣が認めるものに限る。）の発生を理由とする利用者数の減少が生じ、当該月の利用者数の実績が当該月の前年度における月平均の利用者数よりも100分の5以上減少している場合に、市長に届け出た事業所において、サービスを行った場合には、利用者数が減少した月の翌々月から3月以内に限り、1回につき所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、利用者数の減少に対応するための経営改善に時間を要することその他の特別の事情があると認められる場合は、当該加算の期間が終了した月の翌月から3月以内に限り、引き続き加算することができる。</p> <p>※ 取扱いについては、別途通知（令和3年3月16日付老認発0316第4号他「通所介護等において感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の評価に係る基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について）を参照。 (平18老計発0331005他 第2の3の2(5))</p>	平18厚告126 別表の2の2 イ注8	▲感染症又は災害による利用者数の減少が生じた場合、左記により算定しているか。		
9 延長加算	<p>電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った事業所において、日常生活上の世話を行った後に引き続き所要時間8時間以上9時間未満のサービスを行った場合又は所要時間8時間以上9時間未満のサービスを行った後に</p>	平18厚告126 別表の2イ 注9	▲算定対象時間が9時間以上の場合、左記により算定しているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	<p>引き続き日常生活上の世話をを行った場合であって、当該サービスの所要時間と当該サービスの前後に行った日常生活上の世話の所要時間を通算した時間(以下「算定対象時間」という。)が9時間以上となった場合は、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。</p> <p>イ 9時間以上10時間未満の場合 50単位  ロ 10時間以上11時間未満の場合 100単位  ハ 11時間以上12時間未満の場合 150単位  ニ 12時間以上13時間未満の場合 200単位  ホ 13時間以上14時間未満の場合 250単位</p>				
10 共生型地域密着型通所介護を行う場	<p>共生型地域密着型サービスの事業を行う指定生活介護事業者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。)第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。)が当該事業を行う事業所において共生型地域密着型通所介護を行った場合は、所定単位数の100分の93に相当する単位数を算定し、共生型サービスの事業を行う指定自立訓練(機能訓練)事業者(指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業者をいう。)又は指定自立訓練(生活訓練)事業者(指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。)が当該事業を行う事業所において共生型サービスを行った場合は、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定し、共生型居宅サービスの事業を行う指定児童発達支援事業所(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。以下この注において「指定通所支援基準」という。)第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。、主として重症心身障害児(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。)を通わせる事業所において指定児童発達支援(指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。)を提供する事業者を除く。)が当該事業を行う事業所において共生型サービスを行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、共生型地域密着型サービスの事業を行う指定放課後等デイサービス事業者(指定通所</p>	平18厚告126別表の2イ注10	▲共生型地域密着型通所介護を行う場合、左記により算定している		

※ 延長加算は、所要時間8時間以上9時間未満のサービスの前後に連続して日常生活上の世話をを行う場合について、5時間を限度として算定されるものであり、例えば、

① 9時間のサービスの後に連続して5時間の延長サービスを行った場合  
② 9時間のサービスの前に連続して2時間、後に連続して3時間、合計5時間の延長サービスを行った場合には、5時間分の延長サービスとして250単位が算定される。

また、当該加算はサービスと延長サービスを通算した時間が9時間以上の部分について算定されるものであるため、例えば、

③ 8時間のサービスの後に連続して5時間の延長サービスを行った場合には、サービスと延長サービスの通算時間は13時間であり、4時間分(=13時間-9時間)の延長サービスとして200単位が算定される。

※ なお、延長加算は、実際に利用者に対して延長サービスを行うことが可能な体制にあり、かつ、実際に延長サービスを行った場合に算定されるものであるが、当該事業所の実情に応じて、適当数の従業者を置いている必要があり、当該事業所の利用者が、当該事業所を利用した後に、引き続き当該事業所の設備を利用して宿泊する場合や、宿泊した翌日において当該事業所のサービスの提供を受ける場合には算定することはできない。

(平18老計発0331005他 第2の3の2(6))

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）を提供する事業者を除く。）が当該事業を行う事業所において共生型地域密着型通所介護を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。				
11 生活相談員配置等加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った事業所において、10（共生型サービス）を算定している場合は、生活相談員配置等加算として、1日につき13単位を所定単位数に加算する。	平18厚告126別表の2の2イ注11	▲生活相談員配置等加算について、左記により算定しているか。		
<p>※ 厚生労働大臣が定める基準 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 イ 生活相談員を1名以上配置していること。 ロ 地域に貢献する活動を行っていること。 (平27厚告95 十四の二)</p> <p>※ 生活相談員（社会福祉士、精神保健福祉士等）は、共生型地域密着型通所介護の提供日ごとに、当該共生型地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて1名以上配置する必要があるが、共生型地域密着型通所介護の指定を受ける障害福祉制度における指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所（以下この項目において「指定生活介護事業所等」という。）に配置している従業者の中に、既に生活相談員の要件を満たす者がいる場合には、新たに配置する必要はなく、兼務しても差し支えない。なお、例えば、1週間のうち特定の曜日だけ生活相談員を配置している場合は、その曜日のみ加算の算定対象となる。</p> <p>※ 地域に貢献する活動は、「地域の交流の場（開放スペースや保育園等との交流会など）の提供」、「認知症カフェ・食堂等の設置」、「地域住民が参加できるイベントやお祭り等の開催」、「地域のボランティアの受入や活動（保育所等における清掃活動等）の実施」、「協議会等を設けて地域住民が事業所の運営への参画」、「地域住民への健康相談教室・研修会」など、地域や多世代との関わりを持つためのものとするよう努めること。</p> <p>※ なお、当該加算は、共生型地域密着型通所介護の指定を受ける指定生活介護事業所等においてのみ算定することができるものであること。 (平18老計発0331005他 第2の3の2(8))</p>					
12 中山間地域等提供加算	事業所の従業者（指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する従業者又は指定地域密着型サービス基準第40条第1項に規定する従業者をいう。）が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（指定地域密着型サービス基準第29条第6号又は第40条の12第6号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、サービスを行った場合は、1日につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。	平18厚告126別表の2の2イ注12	▲中山間地域等について、左記により算定しているか。		
<p>※ この加算を算定する利用者については、規則第18号第8条第1項（準用）に規定する交通費の支払いを受けることはできないこととする。 (平18老計発0331005他 第2の3の2(9)、第2の2(10) 準用)</p>					
13 入浴介助加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行い、かつ、当該基準による入浴介助を行った場合は、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	平18厚告126別表の2の2イ注13	▲入浴介助加算について、左記により算定しているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	<p>(1) 入浴加算 (Ⅰ) 40単位  (2) 入浴加算 (Ⅱ) 55単位</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める基準  イ 入浴介助加算 (Ⅰ) 次のいずれにも適合すること。  (1) 入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して行われる入浴介助であること。  (2) 入浴介助に関わる職員に対し、入浴介助に関する研修等を行うこと。  ロ 入浴介助加算 (Ⅱ) 次のいずれにも適合すること。  (1) イに掲げる基準に適合すること。  (2) 医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士若しくは介護支援専門員又は利用者の動作及び浴室の環境の評価を行うことができる福祉用具専門相談員、機能訓練指導員、地域包括支援センターの職員その他住宅改修に関する専門的知識及び経験を有する者 (以下「医師等」) が利用者の居宅を訪問し、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価し、かつ、当該訪問において、当該居宅の浴室が、当該利用者自身又はその家族等の介助により入浴を行うことが難しい環境にあると認められる場合は、訪問した医師等が、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員又は指定福祉用具貸与事業所若しくは指定特定福祉用具販売事業所の福祉用具専門相談員と連携し、福祉用具の貸与若しくは購入又は住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行うこと。ただし、医師等による利用者の居宅への訪問が困難な場合には、医師等の指示の下、介護職員が利用者の居宅を訪問し、情報通信機器等を活用して把握した浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を踏まえ、医師等が当該評価及び助言を行っても差し支えないものとする。  (3) 当該事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者 (以下「機能訓練指導員等」) が共同して、医師等との連携の下で、利用者の身体の状況、訪問により把握した当該居宅の浴室の環境等を踏まえて個別の入浴計画を作成すること。ただし、個別の入浴計画に相当する内容を通所介護計画に記載することをもって、個別の入浴計画の作成に代えることができる。  (4) (3) の入浴計画に基づき、個浴 (個別の入浴をいう。以下同じ。) 又は利用者の居宅の状況に近い環境 (利用者の居宅の浴室の手すりの位置や、使用する浴槽の深さ及び高さ等に合わせて、当該事業所の浴室に福祉用具等を設置することにより、利用者の居宅の浴室の状況を再現しているものをいう。) で、入浴介助を行うこと。</p> <p>(平27厚告95 十四の五)</p>				
	<p>※ ア 入浴介助加算 (Ⅰ) について  ① 入浴介助加算 (Ⅰ) は、入浴中の利用者の観察を含む介助を行う場合について算定されるものである (平27厚告95第14号の5) が、この場合の「観察」とは、自立生活支援のための見守りの援助のことであり、利用者の自立支援や日常生活動作能力などの向上のために、極力利用者自身の力で入浴し、必要に応じて介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを行うことにより、結果として、身体に直接接触する介助を行わなかった場合についても、加算の対象となるものであること。なお、この場合の入浴には、利用者の自立生活を支援する上で最適と考えられる入浴手法が、部分浴 (シャワー浴含む) 等である場合は、これを含むものとする。  ② 入浴介助に関する研修とは、入浴介助に関する基礎的な知識及び技術を習得する機会を指すものとする。  ③ 地域密着型通所介護計画に、入浴の提供が位置付けられている場合に、利用者側の事情により、入浴を実施しなかった場合については、加算を算定できない。</p> <p>※ イ 入浴介助加算 (Ⅱ) について  ① ア①から③までを準用する。この場合において、ア①の「入浴介助加算 (Ⅰ)」は、「入浴介助加算 (Ⅱ)」に読み替えるものとする。  ② 入浴介助加算 (Ⅱ) は、利用者が居宅において、自身で又は家族若しくは居宅で入浴介助を行うことが想定される訪問介護員等 (以下この項目において「家族・訪問介護員等」という。) の介助によって入浴ができるようになることを目的とし、以下 a～c を実施することを評価するものである。なお、入浴介助加算 (Ⅱ) の算定に係る者は、利用者の状態に応じ、自身で又は家族・訪問介護員等の介助により尊厳を保持しつつ入浴ができるようになるためには、どのような介護技術を用いて行うことが適切であるかを念頭に置いた上で、a～c を実施する。  a 医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士若しくは介護支援専門員又は利用者の動作及び浴室の環境の評価を行うことができる福祉用具専門相談員、機能訓練指導員、地域包括支援センターの職員その他住宅改修に関する専門的知識及び経験を有する者 (以下「医師等」とい</p>				

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	<p>う。)が利用者の居宅を訪問(個別機能訓練加算を取得するにあたっての訪問等を含む。)し、利用者の状態をふまえ、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価する。その際、当該利用者の居宅を訪問し評価した者が、入浴に係る適切な介護技術に基づいて、利用者の動作を踏まえ、利用者自身で又は家族・訪問介護員等の介助により入浴を行うことが可能であると判断した場合、事業所に対しその旨情報共有する。また、当該利用者の居宅を訪問し評価した者が、事業所の従業者以外の者である場合は、書面等を活用し、十分な情報共有を行うよう留意すること。</p> <p>(※)当該利用者の居宅を訪問し評価した者が、入浴に係る適切な介護技術に基づいて、利用者の動作を踏まえ、利用者自身で又は家族・訪問介護員等の介助により入浴を行うことが難しいと判断した場合は、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員又は指定福祉用具貸与事業所若しくは指定特定福祉用具販売事業所の福祉用具専門相談員と連携し、利用者及び当該利用者を担当する介護支援専門員等に対し、福祉用具の貸与若しくは購入又は住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行う。</p> <p>なお、医師等が訪問することが困難な場合には、医師等の指示の下、介護職員が居宅を訪問し、情報通信機器等を活用して把握した浴室における利用者の動作及び浴室の環境を踏まえ、医師等が評価及び助言を行うこともできることとする。ただし、情報通信機器等の活用については、当該利用者等の同意を得なければならないこと。また、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。</p> <p>b 事業所の機能訓練指導員等が共同して、利用者の居宅を訪問し評価した者との連携の下で、当該利用者の身体の状態や訪問により把握した利用者の居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成する。なお、個別の入浴計画に相当する内容を地域密着型通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別の入浴計画の作成に代えることができるものとする。</p> <p>c bの入浴計画に基づき、個浴その他の利用者の居宅の状況に近い環境にて、入浴介助を行う。なお、利用者の居宅の浴室の状況に近い環境については、大浴槽等においても、手すりなど入浴に要する福祉用具等を活用し、浴室の手すりの位置や使用する浴槽の深さ及び高さ等を踏まえることで、利用者の居宅の浴室環境の状況を再現していることとして差し支えないこととする。また、入浴介助を行う際は、関係計画等の達成状況や利用者の状態をふまえて、自身で又は家族・訪問介護員等の介助によって入浴することができるようになるよう、必要な介護技術の習得に努め、これを用いて行われるものであること。なお、必要な介護技術の習得にあたっては、既存の研修等を参考にすること。</p> <p>(平18老計発0331005他 第2の3の2(10))</p>				
14 中重度者ケア体制加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った事業所が、中重度の要介護者を受け入れる体制を構築し、サービスを行った場合は、中重度者ケア体制加算として、1日につき45単位を所定単位数に加算する。ただし、10(共生型サービス)を算定している場合は算定しない。</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める基準 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 イ 平18厚令34第20条第1項第2号又は第3号に規定する員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保していること。 ロ 事業所における前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が100分の30以上であること。 ハ サービスを行う時間帯を通じて、専らサービスの提供に当たる看護職員を1名以上配置していること。 (平27厚告95 五十一の四)</p> <p>※ 中重度者ケア体制加算は、暦月ごとに、平18厚令34第20条第1項に規定する看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保する必要がある。このため、常勤換算方法による職員数の算定方法は、暦月ごとの看護職員又は介護職員の勤務延時間数を、当該事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することによって算定し、暦月において常勤換算方法で2以上確保していれば加算の要件を満たすこととする。なお、常勤換算方法を計算する際の勤務延時間数については、サービス提供時間前後の延長加算を算定する際に配置する看護職員又は介護職員の勤務時間数は含めないこととし、常勤換算方法による員数については、小数点第2位以下を切り捨てるものとす</p>	平18厚告126 別表の2の2 イ注14	▲中重度者ケア体制加算について、左記により算定しているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	<p>る。</p> <p>※ 要介護3、要介護4又は要介護5である者の割合については、前年度（3月を除く。）又は届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、利用実人員数又は利用延人員数を用いて算定するものとし、要支援者に関しては人員数には含めない。</p> <p>※ 利用実人員数又は利用延人員数の割合の計算方法は、次の取扱いによるものとする。</p> <p>イ 前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、前年度の実績による加算の届出はできないものとする。</p> <p>ロ 前3月の実績により届出を行った事業所については、届出を行った月以降においても、直近3月間の利用者の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。また、その割合については、毎月ごとに記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに加算等が算定されなくなる場合の届出を提出しなければならない。</p> <p>※ 看護職員は、サービスを行う時間帯を通じて1名以上配置する必要がある、他の職務との兼務は認められない。</p> <p>※ 中重度者ケア体制加算については、事業所を利用する利用者全員に算定することができる。また、認知症加算の算定要件を満たす場合は、中重度者ケア体制加算の算定とともに認知症加算も算定できる。</p> <p>※ 中重度者ケア体制加算を算定している事業所にあつては、中重度の要介護者であっても社会性の維持を図り在宅生活の継続に資するケアを計画的に実施するプログラムを作成することとする。</p> <p>（平18老計発0331005他 第2の3の2(11)）</p>				
<p>15 生活機能向上連携加算</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、<b>電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った事業所</b>において、外部との連携により、利用者の身体状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、(2)については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、<b>16 個別機能訓練加算</b>を算定している場合、(1)は算定せず、(2)は1月につき100単位を所定単位数に加算する。</p> <p>(1) 生活機能向上連携加算(I) 100単位 (2) 生活機能向上連携加算(II) 200単位</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める基準 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>イ 生活機能向上連携加算 (I) 次のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（病院にあつては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。以下同じ。）の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（以下この項目において「理学療法士等」という。）の助言に基づき、当該事業所の機能訓練指導員等（機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者）が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。</p> <p>(2) 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。</p> <p>(3) (1)の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を三月ごとに一回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。</p> <p>ロ 生活機能向上連携加算 (II) 次のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、当該事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。</p> <p>(2) 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上</p>	<p>平18厚告126 別表の2の2 イ注15</p>	<p>▲生活機能向上連携加算について、左記により算定しているか。</p>		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	<p>を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。</p> <p>(3) (1)の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。</p> <p>(平27厚告95 十五の二)</p>				
	<p>※ ①生活機能向上連携加算（I）</p> <p>イ 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。以下同じ。）の理学療法士等の助言に基づき、当該事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下「機能訓練指導員等」という。）が共同してアセスメント、利用者の身体の状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。その際、理学療法士等は、機能訓練指導員等に対し、日常生活上の留意点、介護の工夫等に関する助言を行うこと。この場合の「リハビリテーションを実施している医療提供施設」とは、診療報酬における疾患別リハビリテーション料の届出を行っている病院若しくは診療所又は介護老人保健施設、介護療養型医療施設若しくは介護医療院であること。</p> <p>ロ 個別機能訓練計画の作成に当たっては、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等は、当該利用者のADL（寝返り、起き上がり、移乗、歩行、着衣、入浴、排せつ等）及びIADL（調理、掃除、買物、金銭管理、服薬状況等）に関する状況について、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の場合において把握し、又は、指定地域密着型通所介護事業所の機能訓練指導員等と連携してICTを活用した動画やテレビ電話を用いて把握した上で、当該指定地域密着型通所介護事業所の機能訓練指導員等に助言を行うこと。なお、ICTを活用した動画やテレビ電話を用いる場合においては、理学療法士等がADL及びIADLに関する利用者の状況について適切に把握することができるよう、理学療法士等と機能訓練指導員等で事前に方法等を調整するものとする。</p> <p>ハ 個別機能訓練計画には、利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等の内容を記載しなければならない。目標については、利用者又は家族の意向及び当該利用者を担当する介護支援専門員の意見も踏まえ策定することとし、当該利用者の意欲の向上につながるよう、段階的な目標を設定するなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標とすること。なお、個別機能訓練計画に相当する内容を地域密着型通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別機能訓練計画の作成に代えることができるものとする。</p> <p>ニ 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に応じて計画的に機能訓練を適切に提供していること。</p> <p>ホ 個別機能訓練計画の進捗状況等の評価について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機能訓練指導員等は、各月における評価内容や目標の達成度合いについて、利用者又はその家族及び理学療法士等に報告・相談し、理学療法士等から必要な助言を得た上で、必要に応じて当該利用者又はその家族（以下このホにおいて「利用者等」という。）の意向を確認の上、当該利用者のADLやIADLの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行うこと。</li> <li>・ 理学療法士等は、機能訓練指導員等と共同で、3月ごとに1回以上、個別機能訓練の進捗状況等について評価した上で、機能訓練指導員等が利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容（評価を含む。）や進捗状況等を説明していること。また、利用者等に対する説明は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならないこと。なお、テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。</li> <li>へ 機能訓練に関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の機能訓練指導員等により閲覧が可能であるようにすること。</li> </ul> <p>ト 生活機能向上連携加算（I）は個別機能訓練計画に基づき個別機能訓練を提供した初回の月に限り、算定されるものである。なお、イの助言に基づき個別機能訓練計画を見直した場合には、本加算を再度算定することは可能であるが、利用者の急性増悪等により個別機能訓練計画を見直した場合を除き、個別機能訓練計画に基づき個別機能訓練を提供した</p>				

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	<p>初回の月の翌月及び翌々月は本加算を算定しない。</p> <p>※ ② 生活機能向上連携加算(Ⅱ)  イ 生活機能向上連携加算(Ⅱ)は、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、当該指定地域密着型通所介護事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等と共同して、利用者の身体の状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。その際、理学療法士等は、機能訓練指導員等に対し、日常生活上の留意点、介護の工夫等に関する助言を行うこと。この場合の「リハビリテーションを実施している医療提供施設」とは、診療報酬における疾患別リハビリテーション料の届出を行っている病院若しくは診療所又は介護老人保健施設、介護療養型医療施設若しくは介護医療院であること。</p> <p>ロ 個別機能訓練計画の進捗状況等の評価について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>機能訓練指導員等は、各月における評価内容や目標の達成度合いについて、利用者又はその家族及び理学療法士等に報告・相談し、理学療法士等から必要な助言を得た上で、必要に応じて当該利用者又はその家族の意向を確認の上、当該利用者のADLやIADLの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行うこと。</li> <li>理学療法士等は、3月ごとに1回以上指定地域密着型通所介護事業所を訪問し、機能訓練指導員等と共同で個別機能訓練の進捗状況等について評価した上で、機能訓練指導員等が、利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容（評価を含む。）や進捗状況等を説明し記録するとともに、必要に応じて訓練内容の見直し等を行うこと。</li> </ul> <p>ハ ①ハ、ニ及びへによること。なお、個別機能訓練加算を算定している場合は、別に個別機能訓練計画を作成する必要はないこと。  (平18老計発0331005他 第2の3の2(12))</p>				
16 個別機能訓練加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、<b>電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った</b>サービスの利用者に対して、機能訓練を行っている場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)及び(2)については1日につき次に掲げる単位数を、(3)については1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、個別機能訓練加算(Ⅰ)イを算定している場合には、個別機能訓練加算(Ⅰ)ロは算定しない。</p> <p>(1) 個別機能訓練加算(Ⅰ)イ 56単位  (2) 個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ 76単位  (3) 個別機能訓練加算(Ⅱ) 20単位</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める基準  イ 個別機能訓練加算(Ⅰ)イ  次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）（以下「理学療法士等」）を1名以上配置していること。</li> <li>機能訓練指導員等(機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者)が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、理学療法士等が計画的に機能訓練を行っていること。</li> <li>個別機能訓練計画の作成及び実施においては、利用者の身体機能及び生活機能の向上に資するよう複数の種類の機能訓練の項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の選択に基づき、心身の状況に応じた機能訓練を適切に行っていること。</li> <li>機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況を確認した上で、個別機能訓練計画を作成すること。また、その後3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問した上で、当該利用者の居宅での生活状況とその都度確認するとともに、当該利用者又はその家族に対して、個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて個別機能訓練計画の見直し等を行っていること。</li> <li>定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。</li> </ol> <p>ロ 個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ  次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>イ(1)で配置された理学療法士等に加えて、専ら機能訓練指導員の職</li> </ol>	平18厚告126 別表の2の2 イ注16	▲個別機能訓練加算について、左記により算定しているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	<p>務に従事する理学療法士等をサービスを行う時間帯を通じて1名以上配置していること。</p> <p>(2) イ(2)から(5)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>ハ 個別機能訓練加算（Ⅱ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) イ(1)から(5)まで又はロ(1)及び(2)に掲げる基準に適合すること。</p> <p>(2) 利用者ごとの個別機能訓練計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。</p> <p>(平27厚告95 五十一の五)</p>				
	<p>※ 個別機能訓練加算は、専ら機能訓練を実施する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）（以下「理学療法士等」という。）を配置し、機能訓練指導員等が共同して、利用者ごとに心身の状態や居宅の環境をふまえた個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき計画的に機能訓練を行うことで、利用者の生活機能（身体機能を含む。以下この項目において同じ。）の維持・向上を図り、住み慣れた地域で居宅において可能な限り自立して暮らし続けることを目指すため設けられたものである。</p> <p>本加算の算定にあたっては、加算設置の趣旨をふまえた個別機能訓練計画の作成及び個別機能訓練が実施されなければならない。</p> <p>① 個別機能訓練加算（Ⅰ）イ、個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ</p> <p>イ 個別機能訓練加算（Ⅰ）イを算定する際の人員配置 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置すること。この場合において、例えば1週間のうち特定の曜日だけ理学療法士等を配置している場合は、その曜日において理学療法士等から直接機能訓練の提供を受けた利用者のみが当該加算の算定対象となる。</p> <p>ただし、この場合、当該加算を算定できる人員体制を確保している曜日があらかじめ定められ、利用者や居宅介護支援事業者に周知されている必要がある。</p> <p>なお、事業所の看護職員が当該加算に係る理学療法士等の職務に従事する場合には、当該職務の時間は、事業所における看護職員とし</p> <p>ロ 個別機能訓練加算（Ⅰ）ロを算定する際の人員配置 （Ⅰ）イの専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置することに加えて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置すること。この場合において、例えば1週間のうち特定の時間だけ、（Ⅰ）イの要件である専ら機能訓練を実施する理学療法士等を1名に加え、さらに（Ⅰ）ロの要件である専ら機能訓練を実施する理学療法士等を1名以上配置している場合は、その時間において理学療法士等から直接訓練の提供を受けた利用者のみが当該加算の算定対象となる。</p> <p>ただし、この場合、当該加算を算定できる人員体制を確保している曜日はあらかじめ定められ、利用者や居宅介護支援事業者に周知されている必要がある。なお、指定地域密着型通所介護事業所の看護職員が当該加算に係る機能訓練指導員の職務に従事する場合には、当該職務の時間は、指定地域密着型通所介護事業所における看護職員としての人員基準の算定に含めない。</p> <p>ハ 個別機能訓練目標の設定・個別機能訓練計画の作成 個別機能訓練加算（Ⅰ）イ及び個別機能訓練加算（Ⅰ）ロに係る個別機能訓練を行うにあたっては、機能訓練指導員等が共同して、利用者ごとにその目標、目標を踏まえた訓練項目、訓練実施時間、訓練実施回数等を内容とする個別機能訓練計画を作成すること。個別機能訓練目標の設定にあたっては、機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で利用者の居宅での生活状況（起居動作、ADL、IADL等の状況）を確認し、その結果や利用者又は家族の意向及び介護支援専門員等の意見も踏まえつつ行うこと。その際、当該利用者の意欲の向上につながるよう長期目標・短期目標のように段階的な目標とするなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標とすること。また、単に身体機能の向上を目指すことのみを目標とするのではなく、日常生活における生活機能の維持・向上を目指すことを含めた目標とすること。</p> <p>個別機能訓練項目の設定にあたっては、利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の機能訓練の項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲の向上に繋がるよう利用者を援助すること。</p> <p>なお、個別機能訓練計画に相当する内容を地域密着型通所介護計画</p>				

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	<p>の中に記載する場合は、その記載をもって個別機能訓練計画の作成に代えることができるものとする。</p> <p>ニ 個別機能訓練の実施体制・実施回数  個別機能訓練加算（Ⅰ）イ及び個別機能訓練加算（Ⅰ）ロに係る個別機能訓練は、類似の目標を持ち、同様の訓練項目を選択した5人程度以下の小集団（個別対応含む）に対して機能訓練指導員が直接行うこととし、必要に応じて事業所内外の設備等を用いた実践的かつ反復的な訓練とすること。訓練時間については、個別機能訓練計画に定めた訓練項目の実施に必要な1回あたりの訓練時間を考慮し適切に設定すること。また、本加算に係る個別機能訓練は、住み慣れた地域で居宅において可能な限り自立して暮らし続けることを目的とし、生活機能の維持・向上を図るため、計画的・継続的に個別機能訓練を実施する必要がある、概ね週1回以上実施することを目安とする。</p> <p>ホ 個別機能訓練実施後の対応  個別機能訓練加算（Ⅰ）イ及び個別機能訓練加算（Ⅰ）ロに係る個別機能訓練を開始した後は、個別機能訓練項目や訓練実施時間、個別機能訓練の効果（例えば当該利用者のADL及びIADLの改善状況）等についての評価を行うほか、3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況（起居動作、ADL、IADL等の状況）の確認を行い、利用者又はその家族（以下このホにおいて「利用者等」という。）に対して個別機能訓練の実施状況や個別機能訓練の効果等について説明し、記録する。  また、概ね3月ごとに1回以上、個別機能訓練の実施状況や個別機能訓練の効果等について、当該利用者を担当する介護支援専門員等にも適宜報告・相談し、利用者等の意向を確認の上、当該利用者に対する個別機能訓練の効果（例えば当該利用者のADL及びIADLの改善状況）等をふまえた個別機能訓練の目標の見直しや訓練項目の変更など、適切な対応を行うこと。また、利用者等に対する説明は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならないこと。なお、テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。</p> <p>ヘ その他  ・ 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成12年厚生省告示第27号）第5号の2に規定する基準のいずれかに該当する場合は、個別機能訓練加算（Ⅰ）イ及び個別機能訓練加算（Ⅰ）ロを算定することはできない。  ・ 個別機能訓練加算（Ⅰ）イを算定している場合は個別機能訓練加算（Ⅰ）ロを算定することはできない。また個別機能訓練加算（Ⅰ）ロを算定している場合は、個別機能訓練加算（Ⅰ）イを算定することはできない。  ・ 個別機能訓練計画に基づく個別機能訓練の実施が予定されていた場合でも、利用者の都合等により実際に個別機能訓練が実施されなかった場合は、個別機能訓練加算（Ⅰ）イ及び個別機能訓練加算（Ⅰ）ロを算定することはできない。  ・ 個別機能訓練加算（Ⅰ）イ及び個別機能訓練加算（Ⅰ）ロの目標設定・個別機能訓練計画の作成方法の詳細を含む事務処理手順例等については、別に定める通知において示すこととする。  ・ 個別機能訓練に関する記録（個別機能訓練の目標、目標をふまえた訓練項目、訓練実施時間、個別機能訓練実施者等）は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の個別機能訓練従事者により閲覧が可能であるようにすること。</p> <p>② 個別機能訓練加算（Ⅱ）について  厚生労働省への情報の提出については、「科学的介護情報システム（Long-term care Information system For Evidence）」（以下「LIFE」という。）を用いて行うこととする。LIFEへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム（LIFE）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和3年3月16日老老発0316第4号）を参照されたい。サービスの質の向上を図るため、LIFEへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた個別機能訓練計画の作成（Plan）、当該計画に基づく個別機能訓練の実施（Do）、当該実施内容の評価（Check）、その評価結果を踏まえた当該計画の見直し・改善（Action）の一連のサイクル（PDCAサイクル）により、サービスの質の管理を行うこと。  提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、適宜活用されるものである。</p> <p>(平18老計発0331005他 第2の3の2(13))</p>				

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考								
17 ADL維持等加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、<b>電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った事業所</b>において、利用者に対してサービスを行った場合は、評価対象期間（厚生労働大臣が定める期間をいう。）の満了日の属する月の翌月から12月以内の期間に限り、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) ADL維持等加算（Ⅰ） 30単位 (2) ADL維持等加算（Ⅱ） 60単位</p>	平18厚告126別表の2の2イ注17	▲ADL維持等加算について、左記により算定しているか。										
<p>※ 厚生労働大臣が定める基準</p> <p>イ ADL維持等加算（Ⅰ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 評価対象者（当該事業所又は当該施設の利用期間（(2)において「評価対象利用期間」という。）が6月を超える者をいう。以下この項目において同じ。）の総数が10人以上であること。</p> <p>(2) 評価対象者全員について、評価対象利用期間の初月（以下「評価対象利用開始月」という。）と、当該月の翌月から起算して6月目（6月目にサービスの利用がない場合については当該サービスの利用があった最終の月）において、ADLを評価し、その評価に基づく値（以下この号において「ADL値」という。）を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に当該測定を提出していること。</p> <p>(3) 評価対象者の評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から評価対象利用開始月に測定したADL値を控除して得た値を用いて一定の基準に基づき算出した値（以下「ADL利得」という。）の平均値が1以上であること。</p> <p>ロ ADL維持等加算（Ⅱ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) イ(1)及び(2)の基準に適合するものであること。 (2) 評価対象者のADL利得の平均値が3以上であること。 (平27厚告95 十六の二)</p>													
<p>※ 厚生労働大臣が定める期間 ADL維持等加算の算定を開始する月の前年の同月から起算して12月までの期間。 (平27厚告94 三十五の四)</p>													
<p>※ ADL維持等加算について</p> <p>① ADLの評価は、一定の研修を受けた者により、Barthel Indexを用いて行うものとする。</p> <p>② 大臣基準告示第16号の2イ(2)における厚生労働省へのADL値の提出は、LIFEを用いて行うこととする。LIFEへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム（LIFE）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照されたい。</p> <p>サービスの質の向上を図るため、LIFEへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた個別機能訓練計画の作成（Plan）、当該計画に基づく個別機能訓練の実施（Do）、当該実施内容の評価（Check）、その評価結果を踏まえた当該計画の見直し・改善（Action）の一連のサイクル（PDCAサイクル）により、サービスの質の管理を行うこと。</p> <p>提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、適宜活用されるものである。</p> <p>③ 大臣基準告示第16号の2イ(3)及びロ(2)におけるADL利得は、評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から、評価対象利用開始月に測定したADL値を控除して得た値に、次の表の上欄の評価対象利用開始月に測定したADL値に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる値を加えた値を平均して得た値とする。</p> <table border="1" data-bbox="523 1944 1002 2056"> <tbody> <tr> <td>ADL値が 0以上 25以下</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>ADL値が 30以上 50以下</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>ADL値が 55以上 75以下</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>ADL値が 80以上 100以下</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table>						ADL値が 0以上 25以下	1	ADL値が 30以上 50以下	1	ADL値が 55以上 75以下	2	ADL値が 80以上 100以下	3
ADL値が 0以上 25以下	1												
ADL値が 30以上 50以下	1												
ADL値が 55以上 75以下	2												
ADL値が 80以上 100以下	3												

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	<p>④ ③においてADL利得の平均を計算するに当たって対象とする者は、ADL利得の多い順に、上位100分の10に相当する利用者（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）及び下位100分の10に相当する利用者（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）を除く利用者（以下「評価対象利用者」という。）とする。</p> <p>⑤ 加算を取得する月の前年の同月に、基準に適合しているものとして市長に届け出ている場合は、届出の日から12月後までの期間を評価対象期間とする。</p> <p>⑥ 令和6年度については、令和6年3月以前よりADL維持等加算(Ⅱ)を算定している場合、ADL利得に関わらず、評価対象期間の満了日の属する月の翌月から12月に限り算定を継続することができる。</p> <p>(平18老計発0331005他 第2の3の2(14))</p>				
18 認知症加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った事業所において、別に厚生労働大臣が定める利用者に対してサービスを行った場合は、認知症加算として、1日につき60単位を所定単位数に加算する。ただし、10（共生型サービス）を算定している場合は、算定しない。</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める基準 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 イ 平18厚令34第20条第1項第2号又は第3号に規定する員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保していること。 ロ 事業所における前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が100分の15以上であること。 ハ サービスを行う時間帯を通じて、専らサービスの提供に当たる認知症介護の指導に係る専門的な研修、認知症介護に係る専門的な研修、認知症介護に係る実践的な研修等を修了した者を1名以上配置していること。 ニ 当該事業所の従業者に対する認知症ケアに関する事例の検討や技術的指導に係る会議を定期的開催していること。</p> <p>(平27厚告95 五十一の六)</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める利用者 第十六号に規定する利用者 (平27厚告94 三十五の五) 日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者 (平27厚告94 十六)</p> <p>※ 常勤換算方法による職員数の算定方法は、14 中重度者ケア体制加算を参照のこと。 ※ 「日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者」とは、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者を指すものとし、これらの者の割合については、前年度（3月を除く。）又は届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、利用実人員数又は利用延人員数を用いて算定するものとし、要支援者に関しては人員数には含めない。 ※ 利用実人員数又は利用延人員数の割合の計算方法は、14 中重度者ケア体制加算を参照のこと。 ※ 「認知症介護の指導に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」、「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に規定する「認知症介護指導者養成研修」及び認知症看護に係る適切な研修を指すものとする。 ※ 「認知症介護に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に規定する「認知症介護実践リーダー研修」を指すものとする。 ※ 「認知症介護に係る実践的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に規定する「認知症介護実践者研修」を指すものとする。 ※ 認知症介護指導者養成研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護実践者研修、認知症看護に係る適切な研修の修了者は、サービスを行う時間帯を通じて1名以上配置する必要がある。</p>	平18厚告126 別表の2の2 イ注18	▲認知症加算について、左記により算定しているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	<p>※ 「認知症ケアに関する事例の検討や技術的指導に係る会議」は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守していること。</p> <p>※ 認知症加算については、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者に対して算定することができる。また、14の中重度者ケア体制加算の算定要件も満たす場合は、認知症加算の算定とともに中重度者ケア体制加算も算定できる。</p> <p>※ 認知症の症状の進行の緩和に資するケアを計画的に実施するプログラムを作成することとする。</p> <p>(平18老計発0331005他 第2の3の2(15))</p>				
19 若年性認知症利用者受入加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った事業所において、若年性認知症利用者に対してサービスを行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、1日につき60単位を所定単位数に加算する。ただし、認知症加算を算定している場合は、算定しない。</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める基準 受け入れた若年性認知症利用者（初老期における認知症によって要介護者となった者をいう。）ごとに個別の担当者を定めていること。</p> <p>(平27厚告95 十八)</p> <p>※ 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、その者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行うこと。</p> <p>(平18老計発0331005他 第2の3の2(16))</p>	平18厚告126 別表の2の2 イ注19	▲若年性認知症利用者受入加算について、左記により算定しているか。		
20 栄養アセスメント加算	<p>次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った事業所が、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この項目において同じ。）を行った場合は、栄養アセスメント加算として、1月につき50単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。</p> <p>(1) 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。</p> <p>(2) 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（21 栄養改善加算において「管理栄養士等」という。）が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。</p> <p>(3) 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。</p> <p>(4) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。</p> <p>※ 栄養アセスメント加算の算定に係る栄養アセスメントは、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意すること。</p> <p>※ 当該事業所の職員として、又は外部（他の介護事業所（栄養アセスメント加算の対象事業所に限る。）、医療機関、介護保険施設（栄養マネジメント強化加算の算定要件として規定する員数を超えて管理栄養士を置いているもの又は常勤の管理栄養士を1名以上配置しているものに限る。）又は公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し、運営する「栄養ケア・ステーション」との連携により、管理栄養</p>	平18厚告126 別表の2の2 イ注20	▲栄養アセスメント加算について、左記により算定しているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	<p>士を1名以上配置して行うものであること。</p> <p>※ 栄養アセスメントについては、3月に1回以上、イからニまでに掲げる手順により行うこと。あわせて、利用者の体重については、1月毎に測定すること。</p> <p>イ 利用者ごとの低栄養状態のリスクを、利用開始時に把握すること。</p> <p>ロ 管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮しつつ、解決すべき栄養管理上の課題の把握を行うこと。</p> <p>ハイ及びロの結果を当該利用者又はその家族に対して説明し、必要に応じ解決すべき栄養管理上の課題に応じた栄養食事相談、情報提供等を行うこと。</p> <p>ニ 低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者については、介護支援専門員と情報共有を行い、栄養改善加算に係る栄養改善サービスの提供を検討するように依頼すること。</p> <p>※ 原則として、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、栄養アセスメント加算は算定しないが、栄養アセスメント加算に基づく栄養アセスメントの結果、栄養改善加算に係る栄養改善サービスの提供が必要と判断された場合は、栄養アセスメント加算の算定月でも栄養改善加算を算定できること。</p> <p>※ 厚生労働省への情報の提出については、L I F Eを用いて行うこととする。L I F Eへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム（L I F E）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照されたい。</p> <p>サービスの質の向上を図るため、L I F Eへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた栄養管理の内容の決定（Plan）、当該決定に基づく支援の提供（Do）、当該支援内容の評価（Check）、その評価結果を踏まえた栄養管理の内容の見直し・改善（Action）の一連のサイクル（P D C Aサイクル）により、サービスの質の管理を行うこと。提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、適宜活用されるものである。</p> <p>(平18老計発0331005他 第2の3の2(17))</p>				
21 栄養改善加算	<p>次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行い、かつ、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下「栄養改善サービス」という。)を行った場合は、栄養改善加算として、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき200単位を所定単位数に加算する。ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。</p> <p>(1) 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。</p> <p>(2) 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(以下「管理栄養士等」という。)が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。</p> <p>(3) 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。</p> <p>(4) 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。</p> <p>(5) 定員超過利用・人員基準欠如に該当し</p>	平18厚告126別表の2の2イ注21	▲栄養改善加算について、左記により算定しているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	<p>ていない事業所であること。</p> <p>※ 栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスの提供は、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意すること。</p> <p>※ 当該事業所の職員として、又は外部（他の介護事業所（栄養改善加算の対象事業所に限る。）、医療機関、介護保険施設（栄養マネジメント強化加算の算定要件として規定する員数を超えて管理栄養士を置いているもの又は常勤の管理栄養士を1名以上配置しているものに限る。）又は公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し、運営する「栄養ケア・ステーション」）との連携により、管理栄養士を1名以上配置して行うものであること。</p> <p>※ 栄養改善加算を算定できる利用者は、以下のイからホのいずれかに該当する者であって、栄養改善サービスの提供が必要と認められる者とする</p> <p>こと。</p> <p>イ BMI が18.5未満である者</p> <p>ロ 1～6月間で3%以上の体重の減少が認められる者又は「地域支援事業の実施について」に規定する基本チェックリストのNo. (11)の項目が「1」に該当する者</p> <p>ハ 血清アルブミン値が3.5g/dl 以下である者</p> <p>ニ 食事摂取量が不良（75%以下）である者</p> <p>ホ その他低栄養状態にある又はそのおそれがあると認められる者</p> <p>なお、次のような問題を有する者については、前記イからホのいずれかの項目に該当するかどうか、適宜確認されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 口腔及び摂食・嚥下機能の問題（基本チェックリストの口腔機能に関連する(13)、(14)、(15)のいずれかの項目において「1」に該当する者などを含む。）</li> <li>・ 生活機能の低下の問題</li> <li>・ 褥瘡に関する問題</li> <li>・ 食欲の低下の問題</li> <li>・ 閉じこもりの問題（基本チェックリストの閉じこもりに関連する(16)、(17)のいずれかの項目において「1」に該当する者などを含む。）</li> <li>・ 認知症の問題（基本チェックリストの認知症に関連する(18)、(19)、(20)のいずれかの項目において「1」に該当する者などを含む。）</li> <li>・ うつの問題（基本チェックリストのうつに関連する(21)から(25)の項目において、2項目以上「1」に該当する者などを含む。）</li> </ul> <p>※ 栄養改善サービスの提供は、以下のイからへまでに掲げる手順を経てなされる。</p> <p>イ 利用者ごとの低栄養状態のリスクを、利用開始時に把握すること。</p> <p>ロ 利用開始時に管理栄養士が中心となって、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮しつつ、栄養状態に関する解決すべき課題の把握（以下「栄養アセスメント」という。）を行い、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、栄養食事相談に関する事項（食事に関する内容の説明等）、解決すべき栄養管理上の課題等に対し取り組むべき事項等を記載した栄養ケア計画を作成すること。作成した栄養ケア計画については、栄養改善サービスの対象となる利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。なお、サービスにおいては、栄養ケア計画に相当する内容を地域密着型通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって栄養ケア計画の作成に代えることができるものとする</p> <p>ハ 栄養ケア計画に基づき、管理栄養士等が利用者ごとに栄養改善サービスを提供すること。その際、栄養ケア計画に実施上の問題点があれば直ちに当該計画を修正すること。</p> <p>ニ 栄養改善サービスの提供に当たり、居宅における食事の状況を聞き取った結果、課題がある場合は、当該課題を解決するため、利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、居宅での食事状況・食事環境等の具体的な課題の把握や、主として食事の準備をする者に対する栄養食事相談等の栄養改善サービスを提供すること。</p> <p>ホ 利用者の栄養状態に応じて、定期的に、利用者の生活機能の状況を検討し、おおむね3月ごとに体重を測定する等により栄養状態の評価を行い、その結果を当該利用者を担当する介護支援専門員や主治の医師に対して情報提供すること。</p> <p>へ 4の11①に規定するサービスの提供の記録において利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士が利用者の栄養状態を定期的に記録する場合は、当該記録とは別に栄養改善加算の算定のために利用者の栄養状態を定期的に記録する必要はないものとする</p> <p>※ おおむね3月ごとの評価の結果、上記、栄養改善加算を算定できる利用者のイからホまでのいずれかに該当する者であって、継続的に管理栄養士等がサービス提供を行うことにより、栄養改善の効果が期待できると</p>				

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	認められるものについては、継続的に栄養改善サービスを提供する。 (平18老計発0331005他 第2の3の2(18))				
22 口腔・栄養スクリーニング加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合する事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、口腔・栄養スクリーニング加算として、次に掲げる区分に応じ、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合は算定しない。 (1) 口腔・栄養スクリーニング加算(I) 20単位 (2) 口腔・栄養スクリーニング加算(II) 5単位	平18厚告126別表の2の2イ注22	▲口腔・栄養スクリーニング加算について、左記により算定している		
	<p>※ 厚生労働大臣が定める基準</p> <p>イ 口腔・栄養スクリーニング加算（I）次に掲げる基準のいずれかに適合すること。</p> <p>(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(一)指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型通所介護費のイを算定していること。</p> <p>(二)平27厚告95 十九号の二イ(1)、(2)及び(4)に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(三)定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。</p> <p>(2) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(一)指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型通所介護費のロを算定していること。（療養通所介護費）</p> <p>(二)平27厚告95 十九号の二イ(1)、(2)に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(三)定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。</p> <p>ロ 口腔・栄養スクリーニング加算（II）次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) イ(1)(一)に該当するものであること。</p> <p>(2) 第十九号の二ロ(1)又は(2)に掲げる基準のいずれかに適合すること。 (平27厚告95 五十一の七)</p>				
	<p>※ 厚生労働大臣が定める基準【参考】</p> <p>イ 口腔・栄養スクリーニング加算（I）次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態に関する情報（当該利用者の口腔の健康状態が低下しているおそれのある場合にあつては、その改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。</p> <p>(2) 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあつては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。</p> <p>(4) 算定日が属する月が、次に掲げる基準のいずれにも該当しないこと。</p> <p>(一)栄養アセスメント加算を算定している間である又は当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月（<b>栄養状態のスクリーニングを行った結果、栄養改善サービスが必要であると判断され、栄養改善サービスが開始された日の属する月を除く。</b>）であること。</p> <p>(二)当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間である又は当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月（<b>口腔の健康状態のスクリーニングを行った結果、口腔機能向上サービスが必要であると判断され、口腔機能向上サービスが開始された日の属する月を除く。</b>）であること。</p> <p>ロ 口腔・栄養スクリーニング加算（II）次に掲げる基準のいずれかに適合すること。</p> <p>(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(一)イ(1)及び(3)に掲げる基準に適合すること。</p> <p>(二)算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定している間で</p>				

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	<p>ある又は当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月（<b>栄養状態のスクリーニングを行った結果、栄養改善サービスが必要であると判断され、栄養改善サービスが開始された日の属する月を除く。</b>）であること。</p> <p>(三)算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月ではないこと。</p> <p>(2) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(一)イ(2)及び(3)に掲げる基準に適合すること。</p> <p>(二)算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定していない、かつ、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間又は当該栄養改善サービスが終了した日の属する月ではないこと。</p> <p>(三)算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月（<b>口腔の健康状態のスクリーニングを行った結果、口腔機能向上サービスが必要であると判断され、口腔機能向上サービスが開始された日の属する月を除く。</b>）であること。</p> <p><b>四他の介護サービスの事業所において、当該利用者について、口腔連携強化加算を算定していないこと。</b></p> <p>(平27厚告95 十九の二)</p> <p>※ 口腔・栄養スクリーニング加算の算定に係る口腔の健康状態のスクリーニング（以下「口腔スクリーニング」という。）及び栄養状態のスクリーニング（以下「栄養スクリーニング」という。）は、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意すること。<b>なお、介護職員等は、利用者全員の口腔の健康状態及び栄養状態を継続的に把握すること。</b></p> <p>※ 口腔スクリーニング及び栄養スクリーニングは、利用者に対して、原則として一体的に実施すべきものであること。ただし、大臣基準第51号の6ロに規定する場合にあっては、口腔スクリーニング又は栄養スクリーニングの一方のみを行い、口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)を算定することができる。</p> <p>※ 口腔スクリーニング及び栄養スクリーニングを行うに当たっては、利用者について、それぞれ次に掲げる確認を行い、確認した情報を介護支援専門員に対し、提供すること。<b>なお、口腔スクリーニング及び栄養スクリーニングの実施に当たっては、別途通知（「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」）を参照されたい。</b></p> <p>イ 口腔スクリーニング</p> <p>a 硬いものを避け、柔らかいものを中心に食べる者</p> <p>b 入れ歯を使っている者</p> <p>c むせやすい者</p> <p>ロ 栄養スクリーニング</p> <p>a BMIが18.5未満である者</p> <p>b 1～6月間で3%以上の体重の減少が認められる者又は「地域支援事業の実施について」（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）に規定する基本チェックリストのNo.11の項目が「1」に該当する者</p> <p>c 血清アルブミン値が3.5g/dl以下である者</p> <p>d 食事摂取量が不良（75%以下）である者</p> <p>※ 口腔・栄養スクリーニング加算の算定を行う事業所については、サービス担当者会議で決定することとし、原則として、当該事業所が当該加算に基づく口腔スクリーニング又は栄養スクリーニングを継続的に実施すること。</p> <p>※ 口腔・栄養スクリーニング加算に基づく口腔スクリーニング又は栄養スクリーニングの結果、栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービス又は口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスの提供が必要だと判断された場合は、口腔・栄養スクリーニング加算の算定月でも栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定できること。</p> <p>(平18老計発0331005他 第2の3の2(19))</p>				
23 口腔機能向上加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、 <b>電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行い、かつ、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用</b>	平18厚告126別表の2の2イ注23	▲口腔機能向上加算について、左記により算定しているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	<p>者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下「口腔機能向上サービス」という。)を行った場合は、口腔機能向上加算として、当該基準に掲げる区分に従い、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、口腔機能向上サービスの開始から3月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。</p> <p>(1) 口腔機能向上加算(Ⅰ) 150単位 (2) 口腔機能向上加算(Ⅱ) 160単位</p>				
	<p>※ 厚生労働大臣が定める基準</p> <p>イ 口腔機能向上加算(Ⅰ)次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。</p> <p>(2) 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。</p> <p>(3) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。</p> <p>(4) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価すること。</p> <p>(5) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。</p> <p>ロ 口腔機能向上加算(Ⅱ)次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) イ(1)から(5)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(2) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施に当たって、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。</p> <p>(平27厚告95 五十一の八)</p>				
	<p>※ 口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスの提供には、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意すること。</p> <p>※ 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置して行うものであること。</p> <p>※ 口腔機能向上加算を算定できる利用者は、次のイからハまでのいずれかに該当する者であって、口腔機能向上サービスの提供が必要と認められる者とする。</p> <p>イ 認定調査票における嚥下、食事摂取、口腔清潔の3項目のいずれかの項目において「1」以外に該当する者</p> <p>ロ 基本チェックリストの口腔機能に関連する(13)、(14)、(15)の3項目のうち、2項目以上が「1」に該当する者</p> <p>ハ その他口腔機能の低下している者又はそのおそれのある者</p> <p>※ 利用者の口腔の状態によっては、医療における対応を要する場合も想定されることから、必要に応じて、介護支援専門員を通して主治医又は主治の歯科医師への情報提供、受診勧奨などの適切な措置を講じることとする。なお、介護保険の口腔機能向上サービスとして「摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施」を行っていない場合にあつては、加算は算定できない。</p> <p>※ 口腔機能向上サービスの提供は、以下のイからホまでに掲げる手順を経てなされる。</p> <p>イ 利用者ごとの口腔機能等の口腔の健康状態を、利用開始時に把握す</p> <p>ロ 利用開始時に言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が中心となつて、利用者ごとの口腔衛生、摂食・嚥下機能に関する解決すべき課題の把握を行い、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して取り組むべき事項等を記載した口腔機能改善管理指導計画を作成すること。作成した口腔機能改善管理指導計画については、口腔機能向上サービスの対象となる利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。なお、地域密着型通所介護においては、口腔機能改善管理指導計画に相当する内</p>				

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	<p>容を地域密着型通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって口腔機能改善管理指導計画の作成に代えることができるものとする。</p> <p>ハ 口腔機能改善管理指導計画に基づき、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員等が利用者ごとに口腔機能向上サービスを提供すること。その際、口腔機能改善管理指導計画に実施上の問題点があれば直ちに当該計画を修正すること。</p> <p>ニ 利用者の口腔機能の状態に応じて、定期的に、利用者の生活機能の状況を検討し、おおむね3月ごとに口腔機能の状態の評価を行い、その結果について、当該利用者を担当する介護支援専門員や主治の医師、主治の歯科医師に対して情報提供すること。</p> <p>ホ 4の11①に規定するサービスの提供の記録において利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が利用者の口腔機能を定期的に記録する場合は、当該記録とは別に口腔機能向上加算の算定のために利用者の口腔機能を定期的に記録する必要はないものとする。</p> <p>※ おおむね3月ごとの評価の結果、次のイ又はロのいずれかに該当する者であって、継続的に言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員等がサービス提供を行うことにより、口腔機能の向上又は維持の効果が期待できると認められるものについては、継続的に口腔機能向上サービスを提供する。</p> <p>イ 口腔清潔・唾液分泌・咀嚼・嚥下・食事摂取等の口腔機能の低下が認められる状態の者</p> <p>ロ 当該サービスを継続しないことにより、口腔機能が低下するおそれのある者</p> <p>※ 口腔機能向上サービスの提供に当たっては、別途通知（「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」）を参照されたい。</p> <p>※ 厚生労働省への情報の提出については、LIFEを用いて行うこととする。LIFEへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム（LIFE）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照。</p> <p>サービスの質の向上を図るため、LIFEへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた口腔機能改善管理指導計画の作成（Plan）、当該計画に基づく支援の提供（Do）、当該支援内容の評価（Check）、その評価結果を踏まえた当該計画の見直し・改善（Action）の一連のサイクル（PDCAサイクル）により、サービスの質の管理を行うこと。</p> <p>提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、適宜活用されるものである。</p> <p>（平18老計発0331005他 第2の3の2（20））</p>				
<p>24 科学的介護推進体制加算</p>	<p>次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った事業所が、利用者に対しサービスを行った場合は、科学的介護推進体制加算として、1月につき40単位を所定単位数に加算する。</p> <p>(1) 利用者ごとのADL値（ADLの評価に基づき測定した値をいう。以下同じ。）、栄養状態、口腔機能、認知症（介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。）の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。</p> <p>(2) 必要に応じて地域密着型通所介護計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、(1)に規定する情報その他指定地域密着型通所介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。</p> <p>※ 科学的介護推進体制加算は、原則として利用者全員を対象として、利用者ごとに上記に掲げる要件を満たした場合に、当該事業所の利用者全員に対して算定できるものであること。</p> <p>※ 情報の提出については、LIFEを用いて行うこととする。LIFEへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム（LIFE）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照。</p> <p>※ 事業所は、利用者へ提供するサービスの質を常に向上させていくため、</p>	<p>平18厚告126別表の2の2イ注24</p>	<p>▲科学的介護推進体制加算について左記の取扱いとしているか。</p>		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	<p>計画 (Plan)、実行 (Do)、評価 (Check)、改善 (Action) のサイクル (P D C A サイクル) により、質の高いサービスを実施する体制を構築するとともに、その更なる向上に努めることが重要であり、具体的には、次のような一連の取組が求められる。したがって、情報を厚生労働省に提出するだけでは、本加算の算定対象とはならない。</p> <p>イ 利用者の心身の状況等に係る基本的な情報に基づき、適切なサービスを提供するためのサービス計画を作成する (Plan)。</p> <p>ロ サービスの提供に当たっては、サービス計画に基づいて、利用者の自立支援や重度化防止に資する介護を実施する (Do)。</p> <p>ハ L I F E への提出情報及びフィードバック情報等も活用し、多職種が共同して、事業所の特性やサービス提供の在り方について検証を行う (Check)。</p> <p>ニ 検証結果に基づき、利用者のサービス計画を適切に見直し、事業所全体として、サービスの質の更なる向上に努める (Action)。</p> <p>※ 提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、適宜活用されるものである。</p> <p>(平18老計発0331005他 第2の3の2(21))</p>				
25 サービス種類相互の算定関係	<p>利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間は、地域密着型通所介護費は、算定しない。</p> <p>※ 施設入所 (入院) 者が外泊又は介護保健施設若しくは経過的介護療養型医療施設の試行的退所を行っている場合には、地域密着型サービスは算定できない。</p> <p>(平18老計発0331005他 第2の1(3))</p>	平18厚告126別表の2の2イ注26	▲左記の取扱いとしているか。		
26 同一の建物に居住する利用者に対するサービスを行った場合の減算	<p>事業所と同一建物に居住する者又は事業所と同一建物から当該事業所に通う者に対し、サービスを行った場合は、1日につき94単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。</p> <p>※ 「同一の建物」とは、当該事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物を指すものであり、具体的には、当該建物の1階部分に事業所がある場合や、当該建物と渡り廊下等で繋がっている場合が該当し、同一敷地内にある別棟の建築物や道路を挟んで隣接する場合は該当しない。また、ここでいう同一の建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該事業所の事業者と異なる場合であっても該当するものであること。</p> <p>※ 傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要と認められる利用者に対して送迎を行った場合は、例外的に減算対象とならない。具体的には、傷病により一時的に歩行困難となった者又は歩行困難な要介護者であって、かつ建物の構造上自力での通所が困難である者に対し、2人以上の従業者が、当該利用者の居住する場所と当該事業所との往復の移動を介助した場合に限られること。ただし、この場合、2人以上の従業者による移動介助を必要とする理由や移動介助の方法及び期間について、介護支援専門員とサービス担当者会議等で慎重に検討し、その内容及び結果について地域密着型通所介護計画に記載すること。また、移動介助者及び移動介助時の利用者の様子等について、記録しなければならない。</p> <p>(平18老計発0331005他 第2の3の2(22))</p>	平18厚告126別表の2の2イロ注28	▲左記の取扱いとしているか。		
27 送迎を行わない場合の減算について	<p>利用者に対して、その居宅と事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位を所定単位数から減算する。</p> <p>※ 利用者が自ら事業所に通う場合、利用者の家族等が送迎を行う場合など、事業所の従業者が利用者の居宅と事業所との間の送迎を実施していない場合は、片道につき減算の対象となる。ただし、26の減算の対象となっている場合には、当該減算の対象とはならない。</p> <p>(平18老計発0331005他 第2の3の2(23))</p>	平18厚告126別表の2の2イ注29	▲送迎を行わない場合の減算について左記の取扱いとしているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
28 サービス提供体制強化加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、<b>電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った事業所が</b>、利用者に対しサービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、イについては1回につき、次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) イを算定している場合</p> <p>(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 22単位</p> <p>(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 18単位</p> <p>(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 6単位</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める基準</p> <p>イ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 次のいずれかに適合すること。</p> <p>(一) 事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の70以上であること。</p> <p>(二) 事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること。</p> <p>(2) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。</p> <p>ロ サービス提供体制強化加算(Ⅱ)</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。</p> <p>(2) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。</p> <p>ハ サービス提供体制強化加算(Ⅲ)</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 次のいずれかに適合すること。</p> <p>(一) 事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上であること。</p> <p>(二) サービスを利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。</p> <p>(2) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。</p> <p>(平27厚告95 五十一の九)</p>	平18厚告126別表の2の2ニ注	▲サービス提供体制強化加算について、左記により算定しているか。		
29 介護職員等処遇改善加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、 <b>電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式に</b>	平18厚告126別表の2の2ホ	▲介護職員等処遇改善加算について、左記により算定しているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	<p>よる届出を行った事業所が、利用者に対し、サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 平18厚告126別表の2の2 イからニまでにより算定した単位数の1000分の92に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) 平18厚告126別表の2の2 イからニまでにより算定した単位数の1000分の90に相当する単位数</p> <p>(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 平18厚告126別表の2の2 イからニまでにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数</p> <p>(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 平18厚告126別表の2の2 イからニまでにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数</p> <p>令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対して老健局長が定める様式による届け出を行った事業所（上記の介護職員等処遇改善加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員等処遇改善加算(V)(1) 平18厚告126別表の2の2 イからニまでにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員等処遇改善加算(V)(2) 平18厚告126別表の2の2 イからニまでにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数</p> <p>(3) 介護職員等処遇改善加算(V)(3) 平18厚告126別表の2の2 イからニまでにより算定した単位数の1000分の79に相当する単位数</p> <p>(4) 介護職員等処遇改善加算(V)(4) 平18厚告126別表の2の2 イからニまでにより算定した単位数の1000分の74に相当する単位数</p> <p>(5) 介護職員等処遇改善加算(V)(5) 平18厚告126別表の2の2 イからニまでにより算定した単位数の1000分の65に相当する単位数</p> <p>(6) 介護職員等処遇改善加算(V)(6) 平18厚告126別表の2の2 イからニまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数</p> <p>(7) 介護職員等処遇改善加算(V)(7) 平18厚告126別表の2の2 イからニまでにより算定した単位数の1000分の56に相当する単位数</p> <p>(8) 介護職員等処遇改善加算(V)(8) 平18厚告126別表の2の2 イからニまでにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数</p> <p>(9) 介護職員等処遇改善加算(V)(9) 平18厚告126別表の2の2 イからニまでにより算定した単位数の1000分</p>				

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	<p>の54に相当する単位数</p> <p>(10) 介護職員等処遇改善加算(V)(10) 平18厚告126別表の2の2 イからニ までにより算定した単位数の1000分 の45に相当する単位数</p> <p>(11) 介護職員等処遇改善加算(V)(11) 平18厚告126別表の2の2 イからニ までにより算定した単位数の1000分 の53に相当する単位数</p> <p>(12) 介護職員等処遇改善加算(V)(12) 平18厚告126別表の2の2 イからニ までにより算定した単位数の1000分 の43に相当する単位数</p> <p>(13) 介護職員等処遇改善加算(V)(13) 平18厚告126別表の2の2 イからニ までにより算定した単位数の1000分 の44に相当する単位数</p> <p>(14) 介護職員等処遇改善加算(V)(14) 平18厚告126別表の2の2 イからニ までにより算定した単位数の1000分 の33に相当する単位数</p>				
	<p>※ 区分支給限度基準額の算定対象外</p>				
	<p>※ 介護職員等処遇改善加算の内容については、別途通知（「介護職員等処 遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提 示について」）を参照すること。 (平18老計発0331005他 第2の2の(21)準用)</p>				

- 注1 本自主点検表は、自主点検用として作成しているものであるため、指定基準・算定基準にかかる全ての法令等を網羅したものではありません。
- 注2 記載されている法令等の条文は、語句を省略するなどの修正を加えている箇所があるため、原文通りではありません。
- 注3 法令・基準等については、厚生労働省発出のもの等で確認すること。